

説 明 資 料

〔税務手続のデジタル化〕

令和 4 年10月19日（水）

財 務 省

目 次

○	これまでの議論の流れ（総論）	3
1	納税者が保有する税務関連情報のデジタル化	
(1)	複式簿記の普及・一般化	5
(2)	電子帳簿保存法	11
(3)	課題と方向性（継続）	19
2	申告納付手続のデジタル化	
(1)	これまでの取組	23
(2)	今後の課題・方向性	40

これまでの議論の流れ(総論)

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年9月)の概要

経済社会の構造変化

1. **人口減少・少子高齢化**: 人口減少・少子高齢化は今後も一層進行し厳しさを増す。社会保障等の諸制度やそれを支える負担を見直していく必要。
2. **働き方やライフコースの多様化**: 非正規雇用やフリーランスの拡大など働き方が多様化。多くの人々が育児や介護、転職や学び直しを含む多様な人生を送るようになり、ライフコースも多様化。特定の働き方等を前提とせず格差固定化につながらないよう、社会の諸制度を見直していく必要。
3. **グローバル化の進展**: 我が国経済は貿易立国から投資立国へ構造転換。デジタル化の進展はグローバル化を加速。企業活動は最適な国・地域に展開され、物理的拠点なき事業展開が可能となり、無形資産が付加価値の中核となるビジネスが拡大。気候変動問題など地球規模課題が顕在化。
4. **経済のデジタル化**: オンライン取引やシェアリングエコノミーが活発化。大量のデータを分析・活用する事業活動も拡大。それに伴い個人情報保護や課税等の面で課題。自動車は、CASE(ツナガル・自動化・利活用・電動化)の潮流の中、制度整備や社会的コストの負担のあり方等が課題。
5. **財政の構造的な悪化**: 税収は過去最高となったが高齢化等の影響で拡大する歳出を賄えておらず、税制は財源調達機能を十分果たせていない。低い失業率やプラスのGDPギャップにも拘らず多額の財政赤字。地方税財政も引き続き厳しい状況。成長との両立を図りつつ歳出・歳入の改革が不可欠。



令和時代の税制のあり方

4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

- ・ 納税者利便の向上を図る観点から、マイナポータルやスマートフォンを活用した電子申告やキャッシュレス納付等を推進する必要がある。
- ・ 電子帳簿等保存制度の見直し等により、企業経営のICT化を後押しし、生産性の向上を促すことが重要。
- ・ 地方税共通納税システムの利用促進、地方税のポータルシステム(eLTAX)の機能強化、個人向け収納手段の更なる多様化を検討すべき。
- ・ 適正・公平な課税を実現するため、納税者に適正な情報開示を促す仕組みや、違法・不当な行為を抑止するための枠組み等について検討が必要。
- ・ 受益と負担に関する国民的論議を深めていくことが重要。子供達が税を考える機会を持てるよう租税教育の充実が必要。高等教育等での取組も重要。

1 納税者が保有する税務関連情報のデジタル化

- (1) 複式簿記の普及・一般化
- (2) 電子帳簿保存法

【納税者】



<日常の業務・生活>

(法人・個人事業者)

- 取引情報・記帳・決済
- 帳簿書類等の保存

(個人)

- 給与・年金の収入、
金融取引、保険料支払

申告・申請・納付

情報収集・相談

適正申告・納税の広報

還 付

お尋ね・見直し要請

調査・徴収

処分・通知

【税務当局】



<内部事務>

- 入力（申告書・調書）
- 還付審査・申告審理

個人事業者の記帳制度の概要

- 個人事業者の所得額が正しく計算・申告されるためには、納税者が正規の簿記で記帳を行い、所得額を資産項目から検証できることが望ましい。ただし、小規模事業者の事務負担への配慮から、簡易な簿記等のほか白色申告も認められている。
- 適正な記帳と申告を促すため、青色申告には様々な税制上の特典等が与えられている。
- 青色申告に係る要件の遵守を担保するため、青色申告承認取消しの制度がある。

区 分	青色申告			白色申告
	正規の簿記	簡易な簿記	現金主義	
I. 申告者	青色申告承認申請書を提出した事業所得者		左記のうち現金主義の申請書を提出した小規模事業所得者（前々年分の所得が300万円以下）	青色申告承認申請書を提出していない事業所得者
II. 記帳義務 (1)作成すべき帳簿	仕訳帳 総勘定元帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳 売掛帳、買掛帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳	売上帳 経費帳
(2)貸借対照表(BS) 損益計算書(PL)	BS及びPL	PLのみ		収支明細書
III. 税制上の特典等 (1)青色申告特別控除	・65万円(e-Tax・電子帳簿(※)) ・55万円(上記以外)	10万円		—
(2)事業専従者控除等	＜青色事業専従者給与＞ ・事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で必要経費に算入可			＜事業専従者控除＞ ・配偶者 :86万円 ・それ以外:50万円
(3)純損失の繰越控除	○			被災事業用資産の損失の金額及び変動所得の金額の計算上生じた損失の金額については、繰越控除が可能
(4)純損失の繰戻還付	○			×

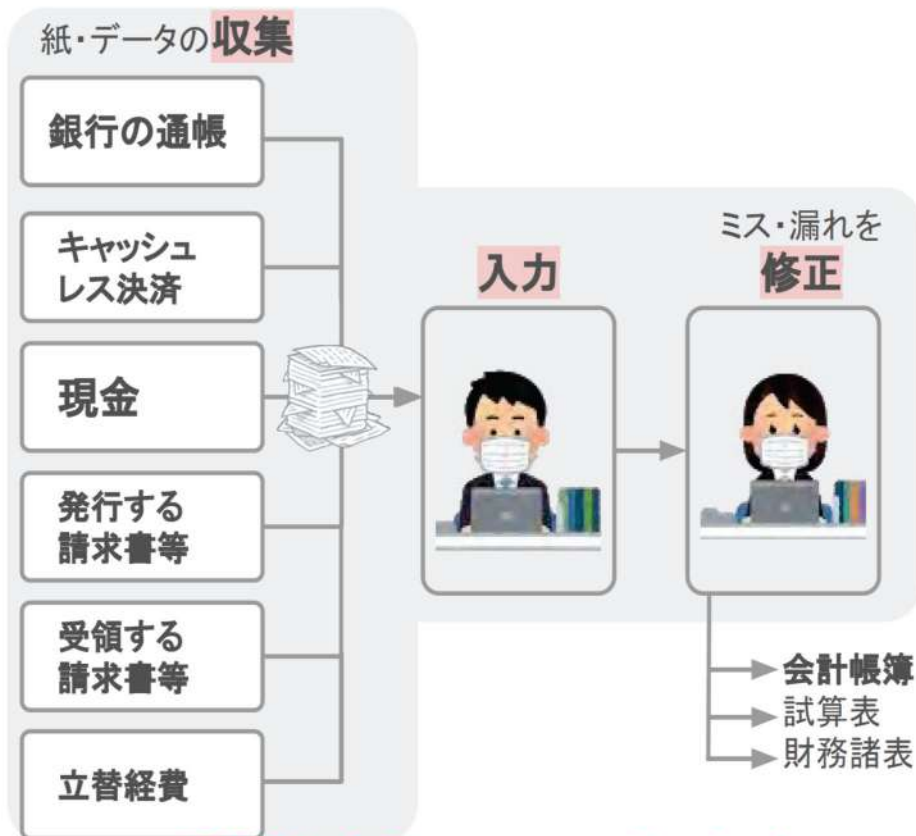
(※) 訂正等の履歴が残ること等の要件を満たす事後検証性の高い電子帳簿(いわゆる「優良な電子帳簿」)に適用。

現在の記帳を巡る環境変化

- 近年、デジタル化が進む中、クラウド会計ソフトの発達により、手間と費用をかけずに簡単に記帳できる環境が整ってきている。
- クラウド会計ソフトは会計知識や経理業務に精通していなくても、青色申告（正規簿記）に対応可能となっている。

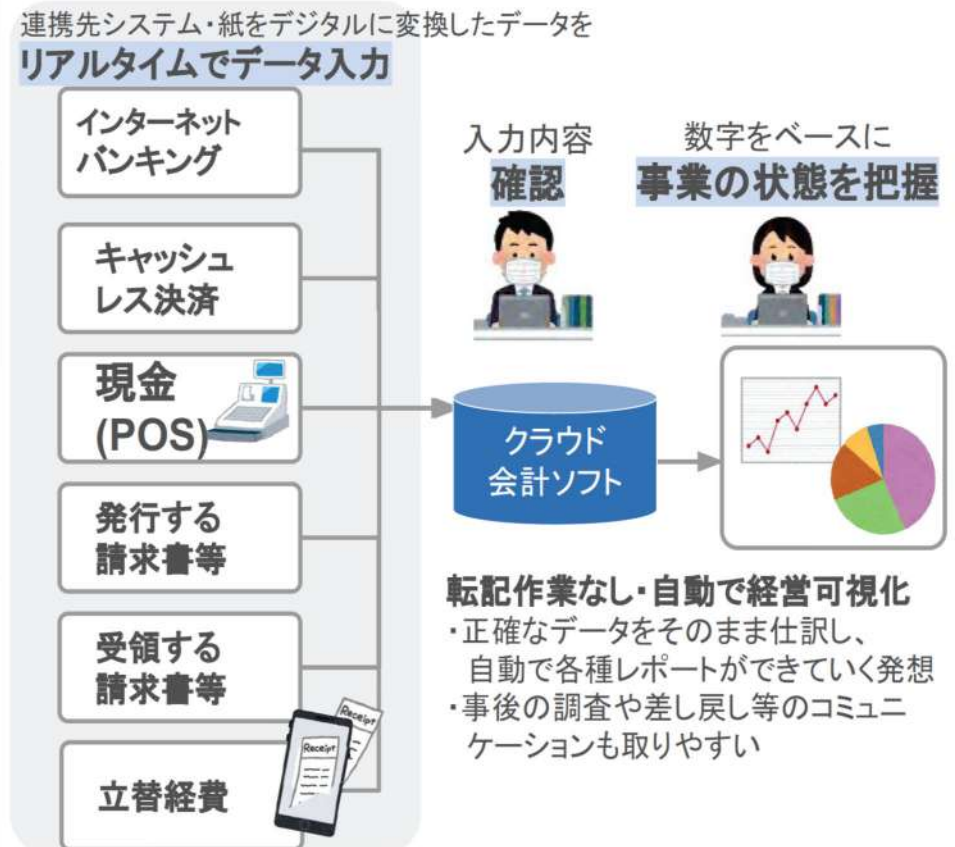
（参考）新経済連盟 御説明資料（抜粋）（税制調査会 第1回納税環境整備に関する専門家会合（令和2年10月7日））

従来の記帳業務のフロー



- ・手作業によるヒューマンエラーリスク
- ・月次決算に二か月かかることも

クラウド会計ソフトを用いた業務フロー



- ・入力から仕訳までデータで一気通貫
- ・経営のための分析業務へ時間を割ける

適正な記帳を行うことの目的・意義

1. 事業者自身における経営上の意義

- ・ 正確な記帳により自社の経営状況の把握とそれに基づく経営判断が可能。その際、会計・業務システム間のデータ連携の実現などにより、試算表作成や月次決算にタイムリーに対応。

2. 取引先等との信頼関係上の意義

- ・ 新たな取引関係の構築や金融機関との資金繰り相談などの場面において、経営状況を正確かつリアルタイムに説明できるとともに、自社の信頼度の確保・向上にも資する。

3. 税務執行等の行政手続上の意義

- ・ 適切な記帳を基に、正しい所得金額を円滑に計算し、申告や各種の受給申請を行うことが可能。その際、複式簿記により貸借科目を記帳することで誤りの防止が可能。
- ・ 正確な記録・事後検証可能性が確保されていることで、税務調査や会計監査への対応に係る事業者側の事務負担や時間、当局側の執行コストが共に最小化（信頼性のある記帳がないことで、取引先への反面調査が必要になる場合も存在）。
- ・ 税務当局においても、記帳や証票保存に欠けるケースでは、仮装隠ぺいの事実（ほ脱犯については簿外経費不存在の事実も）の立証が困難であり、ほ脱犯の刑事責任の追及や重加算税の賦課が困難な場合も存在。

個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

- 平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告 6 割（正規簿記 3 割、簡易簿記 3 割）、白色申告 4 割となっている。
- 事業収入別にみると、個人事業者のうち78.8%が事業収入1,000万円以下の小規模事業者。白色申告者の93.3%（全体の37.3%）は小規模事業者。
- 事業収入が1億円を超える規模の個人事業者の中にも、白色申告の者が存在する。

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
1円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

(出所) 国税庁調

電子帳簿等保存制度の見直し(令和3年度改正)【ポイント】

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、**帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化**しました(令和4年1月1日以後適用)。

改正前

帳簿等

電子帳簿等保存



税務署長の事前承認が必要

検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフトの利用企業は紙で保存

改正後

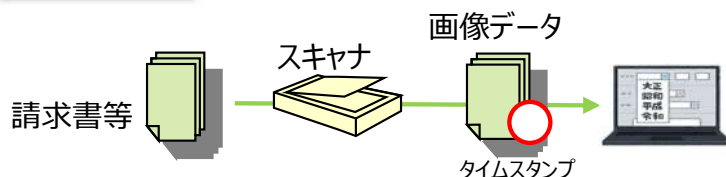
- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されたもの。)も、**電子データのまま保存することが可能**。
- ✓ 信頼性の高い電子帳簿(優良な電子帳簿)については、**インセンティブにより差別化**(過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除10万円上乗せして65万円)。

改正前

受領する請求書等

書面

スキャナ保存



税務署長の事前承認が必要

- ・ 紙原本による確認が必要のため、その処理のために出勤が必要
- ・ 一定日数内でのタイムスタンプ付与の徹底が困難

電子データ

電子取引に係るデータ保存



保存データに対する高度な検索機能を確保できず、その場合は紙で保存

改正後

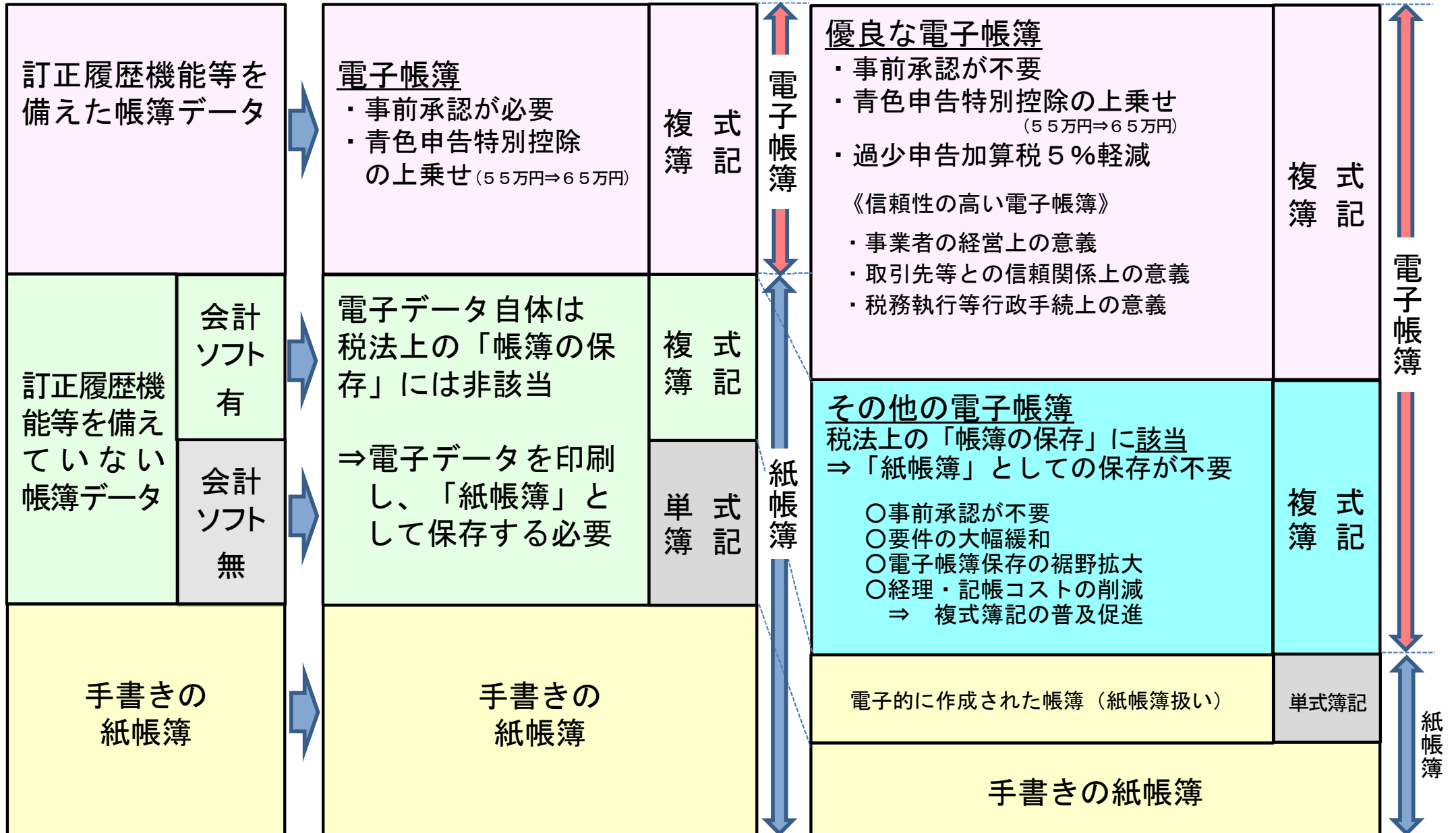
- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ 紙原本による確認の不要化(スキャン後直ちに原本の廃棄が可能)。
- ✓ 電子データの改ざん等による不正に対しては、**重加算税を10%加算**。
- ✓ タイムスタンプ付与までの期間を**最長約2カ月以内に統一**。
- ✓ 検索要件の**簡素化**、一定の小規模事業者については**不要化**。
- ✓ 電子取引の**出力書面での保存の廃止**(電子保存義務化)

電子帳簿等保存制度の改正の考え方（令和3年度改正）

帳簿の作成方法

令和3年度改正前

令和3年度改正後



優良な電子帳簿保存制度の概要

優良な電子帳簿保存制度の基本的な考え方

- 記帳水準の向上に資する観点から、事後検証可能性の高い優良な電子帳簿の要件^(注)を満たして保存等が行われている電子帳簿（優良な電子帳簿）については、いわば経理誤りを是正しやすい環境を自ら整えているものといえるため、他の最低限の要件のみを満たす電子帳簿との差別化を図り、その普及を進めていく必要がある。

（注）上記の「優良な電子帳簿の要件」とは、トレーサビリティの確保の要件、各帳簿間の相互関連性の確保の要件、検索機能の確保の要件をいう。

- そのため、上記の「優良な電子帳簿」については、**インセンティブにより差別化**（①過少申告加算税を5%軽減、②青色申告特別控除10万円上乘せして65万円）が図られている。

① 優良な電子帳簿に係る加算税の軽減措置

- 仕訳帳・総勘定元帳・その他補助簿について優良な電子帳簿の要件を満たして保存等がされた場合において、これらの帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあったときは、その申告漏れに課される過少申告加算税を5%軽減する制度。

（参考）特例適用後の過少申告加算税の割合

区 分	現行の割合	軽減措置適用後
調査通知後	5%	0%
原則（更正予知後）	10%	5%
加重分（期限内申告税額等を超える部分）	15%	10%
過少申告重加算税	35%	35%（適用なし）

② 所得税の青色申告特別控除

- 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者について、これらの所得の金額の計算上、**55万円の特別控除**が認められる制度。



税務手続の電子化を推進する観点から、正規の簿記で記帳する等の要件に加え「優良な電子帳簿（仕訳帳・総勘定元帳）の保存」又は「e-Taxによる電子申告」の要件を満たしている者については、**65万円の特別控除**が認められる。【平成30年度改正】

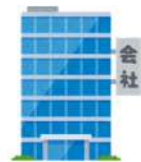
（注）上記以外の青色申告者については、事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、10万円の特別控除が認められる。

補助簿で見つかる非違の類型について（売掛帳）

貸倒れ扱いにするため、売掛先を倒産した取引先に変更することで、主要簿には履歴が残らない形で利益調整を図ることがある。

当初

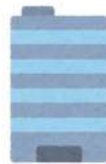
得意先【A社】に
掛け売上げ



【納税者】

売上：100

売掛金：100

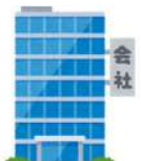


【得意先 A社】

- ・ 主要簿 → 売掛金 100 / 売上 100
- ・ 補助簿 → 【A社】に掛け売上100あることが記載

訂正後

得意先【A社】に
掛け売上げ



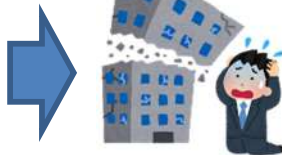
【納税者】

売上：100

売掛金：100



【得意先 A社】



【得意先 B社】

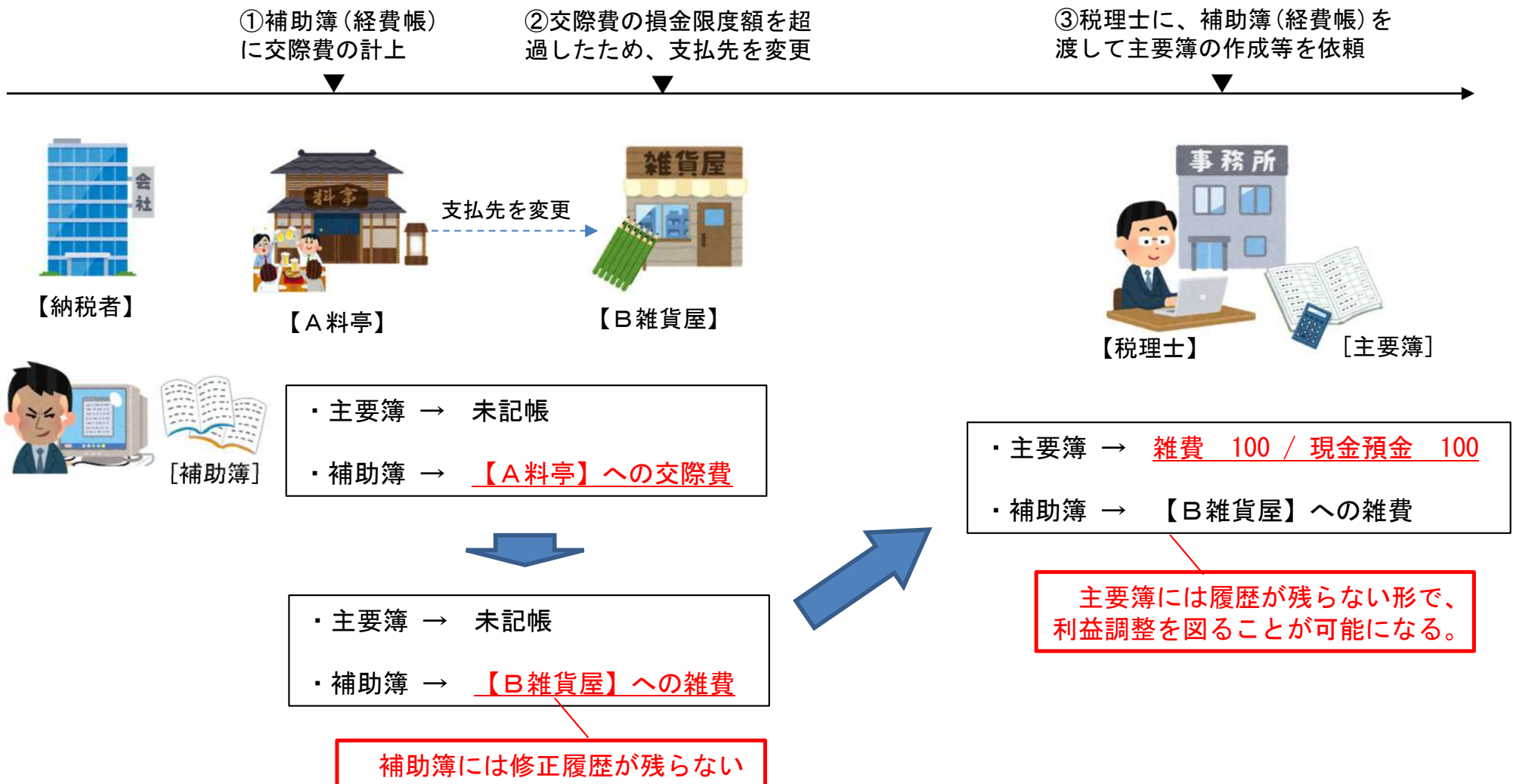
得意先【B社】が倒産
→ 売掛先を【B社】に変更

- ・ 主要簿 → 売掛金 100 / 売上 100
貸倒損失100 / 売掛金 100
- ・ 補助簿 → 【A社】を【B社】に変更

売掛先を倒産した【B社】に変更することで、主要簿には履歴が残らない形で、貸倒損失を計上し、利益調整を図ることが可能になる。

補助簿で見つかる非違の類型について（経費帳）

交際費の損金算入限度額を超過したため、交際費の支払先等を変更することにより、利益調整を図ることができる。



補助簿で見つかる非違の類型について（固定資産台帳）

多額の利益が生じているため納税額が高額となることが見込まれる事業者・法人は、固定資産台帳記載事項を以下のとおり変更することで、主要簿等には履歴が残らない形で利益の圧縮や実態解明の妨害を図ることがある。

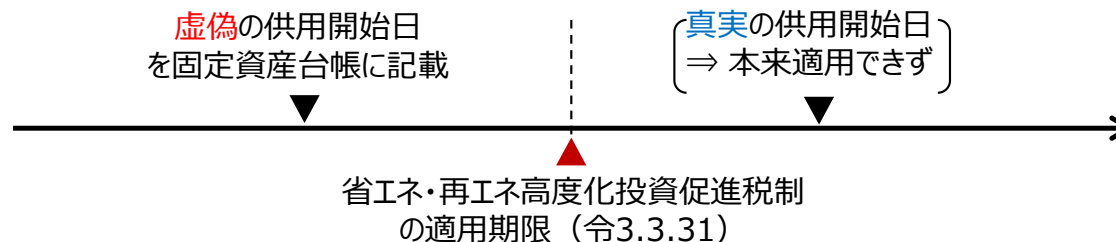
【固定資産台帳の改ざん例】

- ① 減価償却費（決算整理事項）を過大計上するため、固定資産台帳の記載事項を期末直前に以下のとおり操作する。

記載事項	操作内容の例
供用開始日	当年中に購入した資産の供用開始時期を前倒し
耐用年数等	当年中に購入した資産について、耐用年数が短い類似資産に記載内容を変更
事業用割合	プライベートでも使用している車両等について、事業用割合を水増し
除却日	引き続き事業の用に供している機械・装置について、除却日を期末直前に入力

- ② 中小企業経営強化税制や省エネ・再エネ高度化投資促進税制のように「事業の用に供した日を含む事業年度」における特別償却等を認める制度について、固定資産台帳における供用開始日を変更することで、本来であれば適用期限を徒過しているにもかかわらず適用できるように装ったり、適用時期を前倒しする。

（例）省エネ・再エネ高度化投資促進税制の適用を受けるため、太陽光発電パネルの供用開始日を適用期限前に偽装



国税関係書類に係るスキャナ保存制度改正の考え方（推移）

平成27年度改正の概要

- 対象書類を「3万円以上の契約書及び領収書」に拡大
- スキャナで読み取る際に必要な入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプのみとする。

平成28年度改正の概要

- 社外においてスマホ等により領収書等を記録する場合の手続を追加

令和元年度（平成31年度）改正の概要

- 新たに業務を開始した個人の承認申請期限の特例（新たに業務を開始した日から2月内）の整備
- 過去分の領収書等について、一定の要件の下、書類の種類ごと1回に限り、スキャナ保存を可能とする。

- ・ 対象書類の拡大
- ・ 要件の緩和
- ・ 申請手続の簡素化・柔軟化

スキャナ保存の使いやすさが向上

令和3年度改正の概要

- 税務署長による事前承認制度の廃止
- 保存要件の緩和・廃止
 - ・ タイムスタンプ付与までの期間を最長約2ヶ月以内に統一
 - ・ 国税関係書類への自署を不要化
 - ・ 訂正・削除履歴の残るクラウド等に最長約2ヶ月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化
 - ・ 検索要件の簡素化
 - ・ 適正事務処理要件（相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等）を廃止
- 電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税を10%加重

- ・ 事前手続から事後確認へ
- ・ 最低限の事後検証機能を確保しつつ、要件を大幅緩和
- ・ 電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を整備

原本の確保



情報の確保

電子取引の取引情報に係るデータ保存制度の見直し（令和3年度改正）

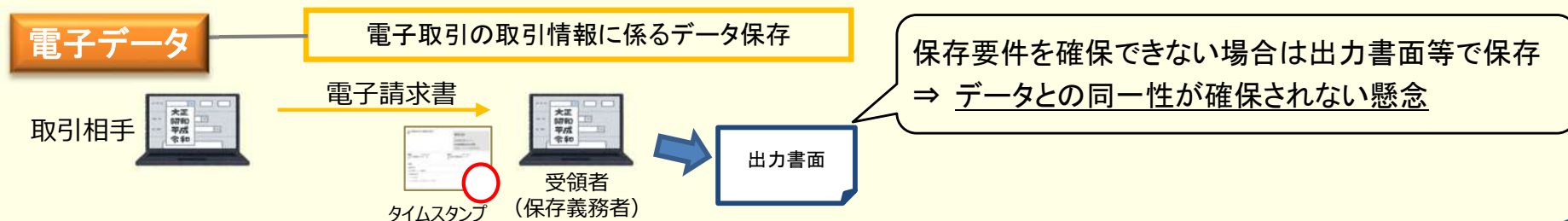
【電子取引の取引情報に係るデータ保存制度の概要】

- 保存義務者は、電子取引を行った場合には、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係るデータを保存しなければならないこととされている。

（注）具体的な「保存要件」については、「改ざん防止の要件（タイムスタンプ等）」、「検索機能の確保の要件」、「見読可能装置の備付けの要件」等がある。

【改正前】

- 電子取引の取引情報に係るデータを出力することにより作成した出力書面等の保存をもって、そのデータの保存に代えることができることとされていた。



【改正後】

- 上記のデータの出力書面等による保存措置を廃止し、電子取引を行った場合には、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係るデータのまま保存しなければならないこととされた。

（注）消費税に係る保存義務者が行う電子取引の取引情報に係るデータの保存については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、改正後も引き続き、そのデータを出力した書面による保存が可能とされている。

<その他の改正の概要>

- 電磁的記録に係る重加算税の加重措置の整備

- ・ 電子取引の取引情報に係るデータに関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税を10%加重

- 検索機能の確保の要件の緩和

- ・ 売上高が1,000万円以下である一定の事業者については、検索機能の確保の要件を不要化
- ・ 検索項目について、「日付、金額、取引先」に限定

※ 上記の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用（データの出力書面等による保存措置廃止については、令和4年度改正において令和5年12月31日まで宥恕措置を整備）。

1 納税者が保有する税務関連情報のデジタル化

(3) 課題と方向性(継続)

記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性 ①

複式簿記の普及・一般化

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化やバックオフィスの生産性向上、金融機関との資金繰り相談や取引関係の構築などにおける信頼の確保・向上の観点からも重要である。また、会計ソフトなどのICT技術の活用によって、簿記会計の専門知識を有さない納税者においても、大きな手間や費用をかけずに複式簿記による記帳や帳簿等の電子化を行うことが可能な環境が整ってきている。

このような状況を踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた記帳水準向上についての議論を進めていく。

優良な電子帳簿の普及・一般化

正確な記録及びトレーサビリティが確保された会計帳簿の保存は、会計監査や税務調査における事後検証可能性の観点に加え、内部統制や対外的な信頼性確保の観点からも重要である。こうした重要性に鑑みて、既存のインセンティブ措置に加えて、融資審査等における帳簿の活用範囲の拡大や税務調査における更なるデジタル技術の活用などを通じて、納税者における優良な電子帳簿の利用を促していくべきである。

あわせて、必要な機能を充足した会計ソフトの低価格化の見通しなどをはじめ、納税者において優良な電子帳簿の保存に対応するためのコストや事務負担の低減可能性について、関係者との意見交換等を通じた見極めを行いつつ、優良な電子帳簿の普及・一般化に向けた措置の検討を行う。その一環として、既に複式簿記が普及している法人については、税務上の更なる透明性確保と税制上の恩典適用とのバランスも含めて議論を進めていく。

記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性 ②

電子化を通じた簡便な税務手続の推進

納税者の利便性の向上及び適正な申告納税を確保する観点から、申告書等への記載が必要な情報をマイナポータル経由で取り込み、自動的に反映させていくため、関係法人・団体等の協力を得ながら、取り込み対象となる情報の範囲拡大や一層のデジタル化を図る等、より簡便に確定申告・年末調整を完了できる仕組みの検討を行う。

プラットフォーム事業者からの情報提供

インターネット上のプラットフォーム事業者を介したギグエコノミー、シェアリングエコノミーの近年の伸長を踏まえ、記帳の余裕のない多数の零細事業者、サイドビジネス的事業者の申告の便宜を向上させる観点から、プラットフォーム事業者からの情報提供の在り方について、国際的な議論を踏まえつつ検討を行う。

帳簿不保存・記帳不備への対応

適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者については、真実の所得把握にかかる執行コストが多大で、ペナルティ適用上の立証も困難。また、記帳義務不履行に対する不利益がない中で、記帳の動機に乏しい場合も存在。

記帳義務及び申告義務を適正に履行する納税者との公平性に鑑み、帳簿の不保存・不提示や記帳不備に対して適正化を促す措置の検討を行う。

特に悪質な納税者への対応

課税の公平性を確保するために、税務調査時に簿外経費を主張する納税者、虚偽の書類を提出する等調査妨害的な対応を行う納税者への対応策や、調査等の働きかけに応じない納税者、到底当初より申告の意図を有していたとは思われない納税者等、既存のけん制措置では必ずしも対応できていない悪質な納税者への有効な対応策の検討を行う。

記帳水準の向上に資するための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置の整備（令和4年度改正）

○ 記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備について未然に抑止するための以下の過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講ずる。

【改正後】

(1) その修正申告等があった時前に、帳簿（電子帳簿を含む。）【対象範囲：所得税法、法人税法及び消費税法の保存義務のある一定の売上に係る帳簿】の提出の要求があった場合において、次のいずれかに該当するときは、その修正申告等に基づき納付すべき税額（帳簿に記載すべき事項に基づく税額に限る。）に係る過少申告加算税・無申告加算税について、10%加重（下記②については、5%加重）する。

① 不記帳・不保存であった場合（その提出をしなかった場合）

② 提出された帳簿について、その申告書の作成の基礎となる重要な事項の記載が不十分である場合（記載が著しく不十分な場合は①）

(2) ただし、納税者の責めに帰すべき事由がない場合（災害等の場合）は上記(1)の措置は適用しない。

（注1）上記の「一定の売上に係る帳簿」とは以下のとおり

- ・白色申告者・青色申告者（簡易・現金）・消費税法上の事業者が保存しなければならない帳簿：売上帳、売掛帳、現金出納帳等
- ・青色申告者（複式）：仕訳帳、総勘定元帳（売上に係る部分に限る。）

（注2）令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

【加重措置の適用対象範囲のイメージ】

- ・ 給与所得者を含めた全体の納税義務者に占める帳簿の不保存・記載不備の事業者の割合は僅少であり、そういった一部の者について所得把握を十分に行えない不公平を是正するため、その記帳義務の履行の程度に応じたペナルティ（加算税の加重）を課す。

②記載不備 (帳簿の保存(提出)あり)		①不記帳・不保存 (不提示・不提出)
	年間の所得計算をするには不十分	記載不備の程度が著しい ①と同視する
加重なし	5%	10%

収入金額の記載水準

収入の3分の1以上について不記載

収入の5割以上について不記載

収入全て不記載（帳簿なし）

（注）収入金額は営業収入を使用。

2 申告納付手続のデジタル化

(1) これまでの取組

納税者利便の向上と行政コストの低減

【納税者】



<日常の業務・生活>

(法人・個人事業者)

- 取引情報・記帳・決済
- 帳簿書類等の保存

(個人)

- 給与・年金の収入、金融取引、保険料支払

申告・申請・納付

情報収集・相談

適正申告・納税の広報

還 付

お尋ね・見直し要請

調査・徴収

処分・通知

【税務当局】



<内部事務>

- 入力（申告書・調書）
- 還付審査・申告審理

税務手続の電子化に向けた具体的取組

1. e-Taxの利便性向上

項 目	課 題	主な対応策
手続の簡素化	(1) マイナンバーカード・ICカードリーダーライターによる本人認証が必要 (2) 添付書類をイメージデータで提出した場合、原本を紙で保存する必要 (3) ID・PWの入力が煩雑	(1) 厳格な本人確認に基づき発行されたID・PWのみ（マイナンバーカードなし）でe-Tax利用可能とする【平成28年度改正】 (2) イメージデータについて解像等の一定の要件を満たしたものは、原本保存を不要とする【平成30年度改正】 (3) 電子署名等を登録済みの者がマイナンバーカードを利用してe-Taxにより申請等を行う場合には、電子署名等の送信（「署名用電子証明書のPW」の入力）を要しない【令和4年度改正】
大法人の電子申告義務化	○ 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況	○ 令和2年度から大法人は電子申告義務化【平成30年度改正】 ○ e-Taxシステムの機能改善、提出書類の簡素化、電子署名の簡便化等を実施【平成30年度改正】

1. e-Taxの利便性向上（続き）

項 目	課 題	主な対応策						
年末調整の電子化	○ 被用者（納税者）は、各種控除関係書類を書面で収受した上で、年末調整関係の書類等を作成しなければならない。 雇用者（源泉徴収義務者）は、年末調整手続で、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っていた。	○ 年末調整について、情報の流れを電子化することで、年末調整手続が基本的にオンラインで完結する仕組みを整備 ○ マイナポータル経由で、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力が可能【平成30年度改正以降順次拡大】 （参考）マイナポータル連携に対応する手続一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年分～</th><th>令和3年分～</th><th>令和4年分以降（予定）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ○ 生命保険料控除証明書 ○ 住宅ローンの年末残高証明書 ○ 住宅借入金等特別控除証明書 ○ 特定口座年間取引報告書 </td><td> ○ 地震保険料控除証明書 ○ 寄附金控除の証明書 ○ 医療費通知情報 </td><td> ○ 公的年金等の源泉徴収票など </td></tr> </tbody> </table>	令和2年分～	令和3年分～	令和4年分以降（予定）	○ 生命保険料控除証明書 ○ 住宅ローンの年末残高証明書 ○ 住宅借入金等特別控除証明書 ○ 特定口座年間取引報告書	○ 地震保険料控除証明書 ○ 寄附金控除の証明書 ○ 医療費通知情報	○ 公的年金等の源泉徴収票など
令和2年分～	令和3年分～	令和4年分以降（予定）						
○ 生命保険料控除証明書 ○ 住宅ローンの年末残高証明書 ○ 住宅借入金等特別控除証明書 ○ 特定口座年間取引報告書	○ 地震保険料控除証明書 ○ 寄附金控除の証明書 ○ 医療費通知情報	○ 公的年金等の源泉徴収票など						
法定調書の電子化	○ 法定調書に関する事務の円滑化を進め、入力に係る行政コストの削減を図る必要	○ 法定調書の光ディスク等又はe-Taxによる提出義務基準を「100枚以上（改正前：1,000枚以上）」に引き下げ【平成30年度改正】 ○ e-Taxを使用して提出する法定調書のファイル形式の範囲にCSV形式を追加【令和2年度改正】 ○ クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備【令和3年度改正】						
処分通知の電子化	○ 税務当局から納税者に対して電子交付できる処分通知は、「納税証明書」と「電子申請等証明書」だけに限定されていた。	○ 電子交付による処分通知等の範囲を拡充し、「更正の請求に係る減額更正等の通知」、「住宅ローン控除証明書の交付」、「消費税の適格請求書発行事業者の登録に係る通知」を追加【平成30年度改正】 ○ 電子交付による処分通知等の範囲を拡充し、「所得税の予定納税額通知書」、「加算税の賦課決定通知書」、「国税還付金振込通知書」を追加【令和3年度改正】						

2. 手続のワンストップ化

項 目	課 題	主な対応策
納税地異動届の廃止	○ 所得税の納税地を変更・異動する場合には、その変更・異動前の納税地の所轄税務署長に変更届出書を提出する必要	○ 納税地を変更する場合及び納税地に異動があった場合の届出書の提出を不要とする【令和4年度改正】 ※ 転居については住民票の異動情報、転居以外については確定申告書の記載内容で確認可能

3. 納付の電子化・キャッシュレス化

項 目	課 題	主な対応策
納付のキャッシュレス	○ 現金納付の場合、納税者は金融機関や税務署に赴き納付を行う必要	○ 以下のとおり、キャッシュレス化を推進 ① コンビニ納付【平成19年度改正】 ② ダイレクト納付【平成20年度改正】 ③ クレジットカード納付【平成28年度改正】 ④ QRコードを利用したコンビニ納付【平成30年度改正】 ⑤ スマホアプリ納付【令和3年度改正】

マイナンバーカードを利用したe-Taxの利便性の向上（令和4年度改正）

【改正前】

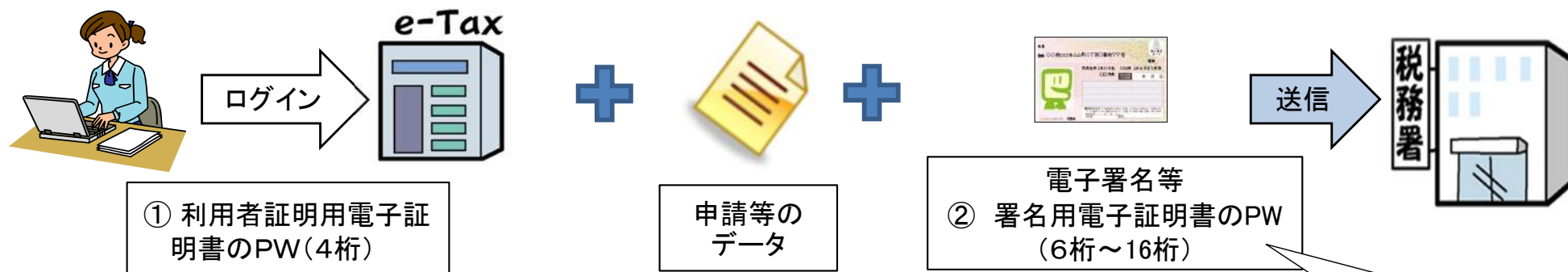
マイナンバーカードを利用してe-Taxにより申請等を行う場合には、e-Taxのログイン時に「利用者証明用電子証明書のPW」を入力して、その申請等のデータに電子署名等（「署名用電子証明書のPW」の入力）を付して送信しなければならないこととされている。

【改正後】

事前登録としてマイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書」及び「署名用電子証明書」を用いて電子署名等の送信（番号法上の本人確認）をした者が、マイナンバーカードを利用してe-Taxにより申請等を行う場合には、電子署名等の送信（「署名用電子証明書のPW」の入力）を要しないこととする（令和5年1月1日以後に行う申請等について適用）。

	利用者証明用電子証明書のPW	e-TaxのID・PW	電子署名等 (署名用電子証明書のPW)
マイナンバーカード方式	○	×	(電子署名等の事前登録をした場合) ○ ⇒ ×
ID・PW方式	—	○	×

【電子署名等を登録済みの者がマイナンバーカードを利用してe-Taxで行う申請等のイメージ】



（注1）国税庁のサーバ署名により、申請等における改ざん防止措置を運用上講ずる。

（注2）e-Taxの手续を簡素化する等の観点から、①マイページ経由の申請等、②GビズID（法人・個人事業主向け共通認証システム）を用いた申請等、③スマートフォンによる事前登録としての電子署名等の送信を可能とするなど、申告利便等の更なる向上に取り組む。

【改正後】

電子署名等の送信（署名用電子証明書のPWの入力）は不要

国税の申告手続の電子化促進措置（平成30年度改正）

- 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況。
- こうした中、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。

（令和2年4月1日以後開始する事業年度について適用）

大法人の電子申告義務化

- 大法人（※1）は、法人税・消費税等の納税申告書及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととする。

（※1）内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など

- 電子的な提出が困難と認められる一定の事由があるとき（※2）は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とする。

（※2）サイバー攻撃、災害、経営の破綻等により、インターネットが利用できず電子申告ができない場合

申告データの円滑な電子提出のための環境整備

① 提出情報等のスリム化

- ・ 第三者作成書類の見直し（土地収用証明書等の添付省略・保存要件化、送信するイメージデータの紙原本の保存不要化）
- ・ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化（運用）

② データ形式の柔軟化

- ・ 別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（CSV）

③ 提出方法の拡充

- ・ 添付書類の光ディスク等による提出
- ・ 電子申告の送信容量の拡大（運用）

④ 提出先の一元化（ワンスオンリー化）

- ・ 国・地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化
- ・ 連結法人に係る個別帰属額届出書の電子提出の一元化等

⑤ 認証手続の簡便化

- ・ 法人の認証手続の簡便化（経理責任者の電子署名の不要化、代表者から委任を受けた者の電子署名による電子申告を可能とする）

支払調書等の光ディスク等による提出義務基準の引下げ（平成30年度改正）

【改正前】

基準年（前々年）の提出枚数が「1,000枚以上」である支払調書等については、光ディスク等又はe-Taxにより提出しなければならないこととされている。

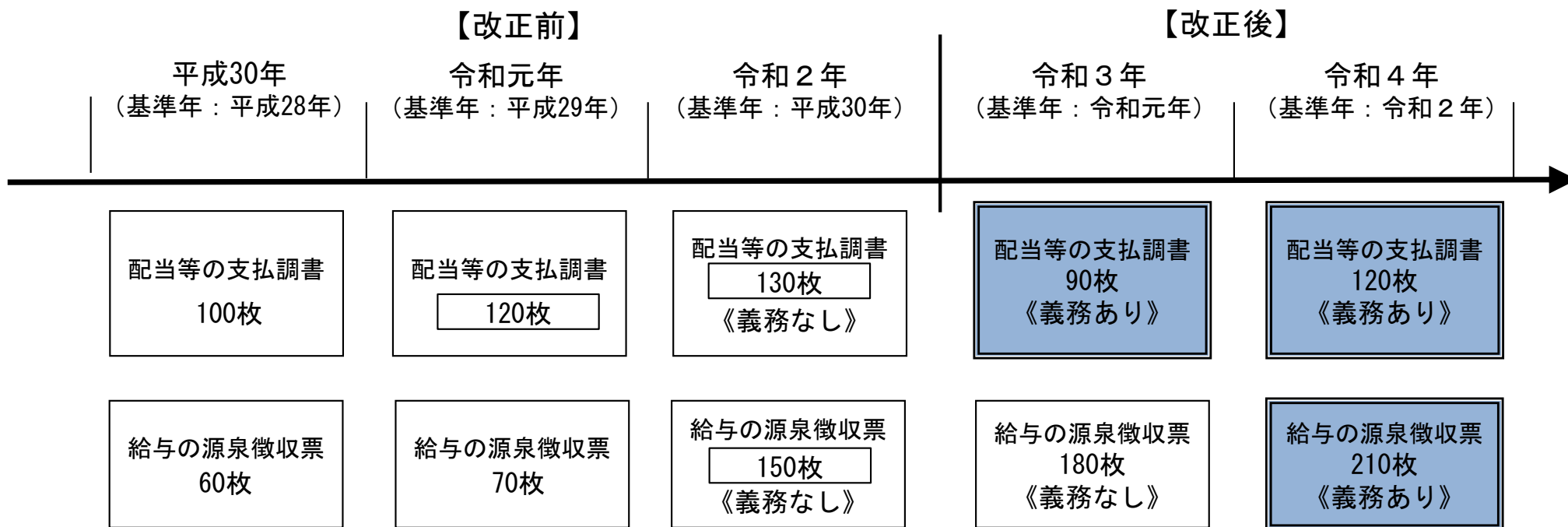
【改正後】

支払調書等の光ディスク等又はe-Taxによる提出義務基準を「100枚以上」に引き下げる。

(注) 令和3年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用

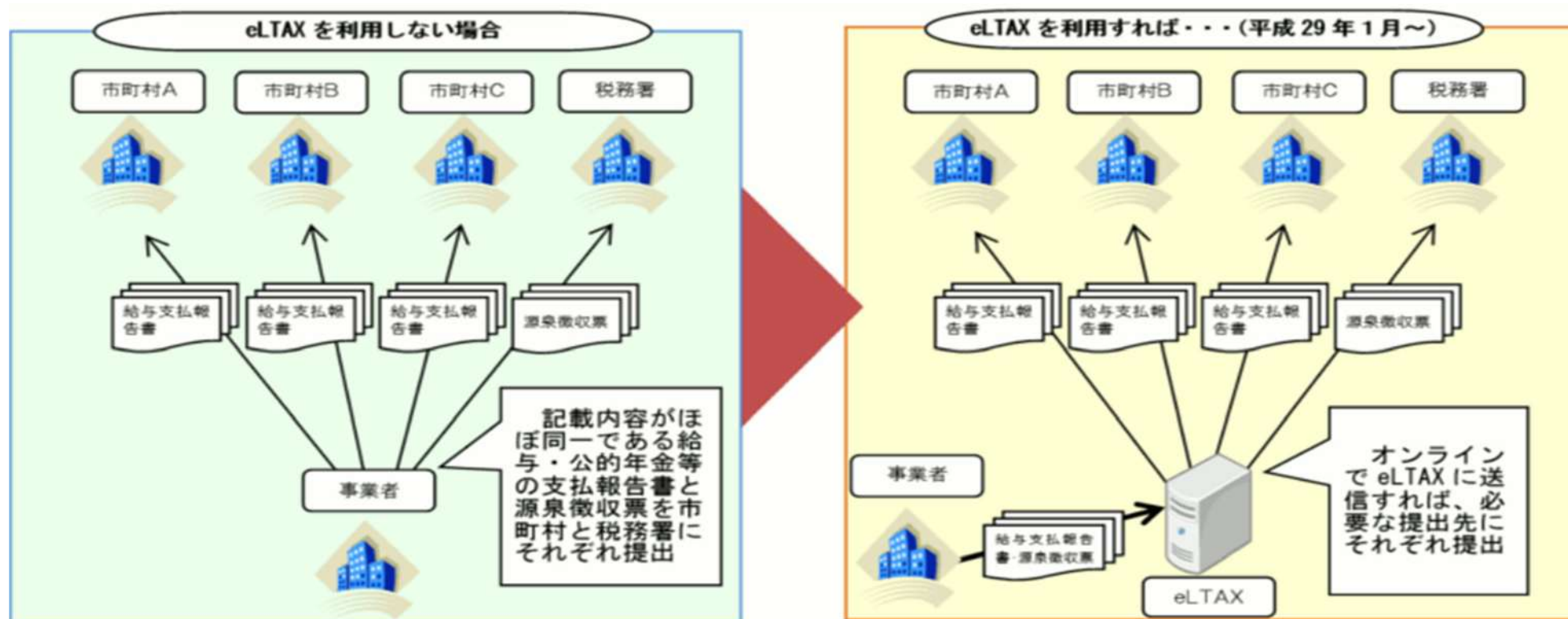
(参考) 現在、税務署に提出されている支払調書等のうち、約2,100万枚が書面により提出されている(平成28年)。

この見直しにより、現在、書面により提出されている支払調書等のうち、およそ半分の約1,100万枚が光ディスク等又はe-Taxにより提出されることとなる。



法定調書の電子提出に向けた利便性向上策

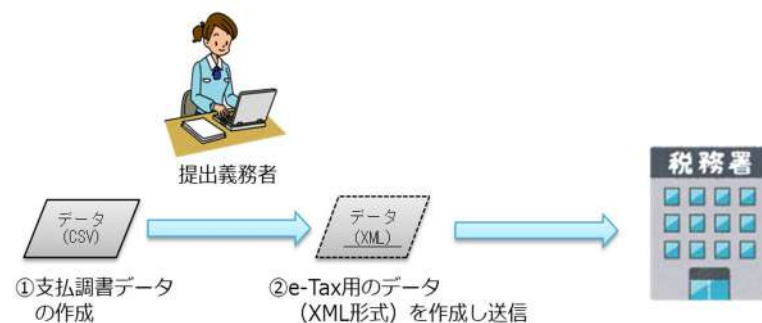
- 給与等の6種類の法定調書については、e-Taxホームページ上で法定調書の作成・提出ができるe-Taxソフト（WEB版）を提供。（H24.1～）
- eLTAXを利用して、給与や公的年金等の支払報告書（市町村提出用）のデータを作成する際、源泉徴収票（税務署提出用）のデータ（e-Tax用）も同時に作成し、作成したデータをeLTAXに一括して送信することで支払報告書は各市町村に、源泉徴収票はe-Taxで税務署にそれぞれ提出を可能に。（H29.1～）



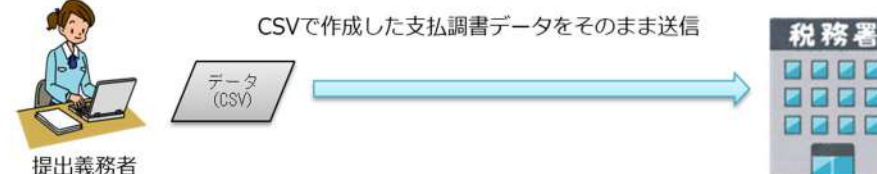
法定調書の電子提出に向けた利便性向上策

- 給与等の6種類以外の法定調書については、光ディスク等で提出する際のCSVファイルを、e-Taxソフトに取り込んで提出可能に。（R3.1～）

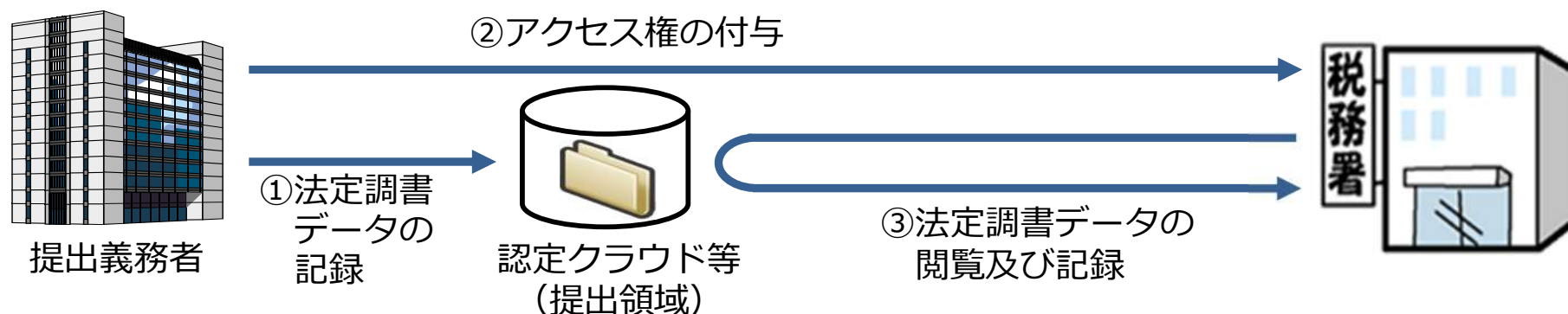
【改正前】



【改正後】



- 認定クラウド等による提出方法を提供（R4.1～）



- 国税庁HPに光ディスク等で提出する際のCSVファイルの作成方法を掲載
- 国税庁HPに法定調書の作成と提出方法の説明動画を掲載

社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る年末調整及び確定申告手続の電子化（令和4年度改正）

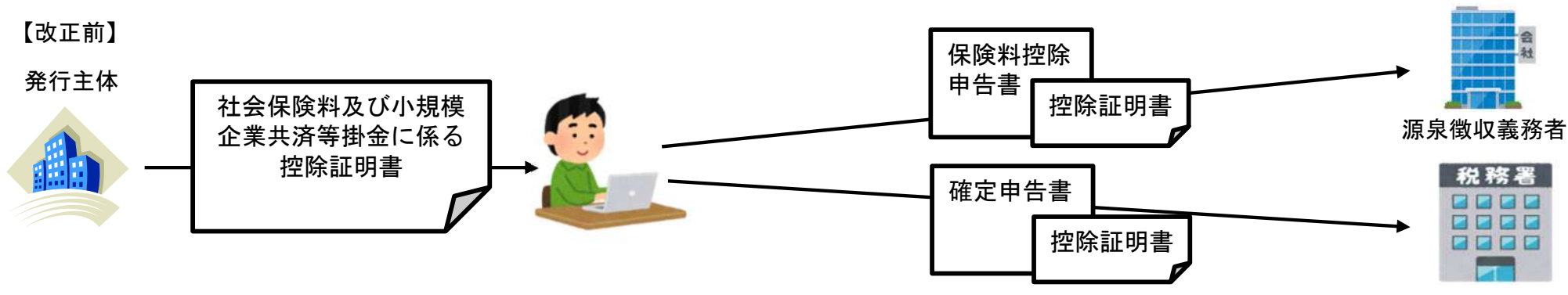
【改正前】

年末調整や確定申告において社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける場合、確定申告書等に添付等を行うこととされている社会保険料又は小規模企業共済等掛金に係る控除証明書については、書面により添付等を行わなければならないこととされている。

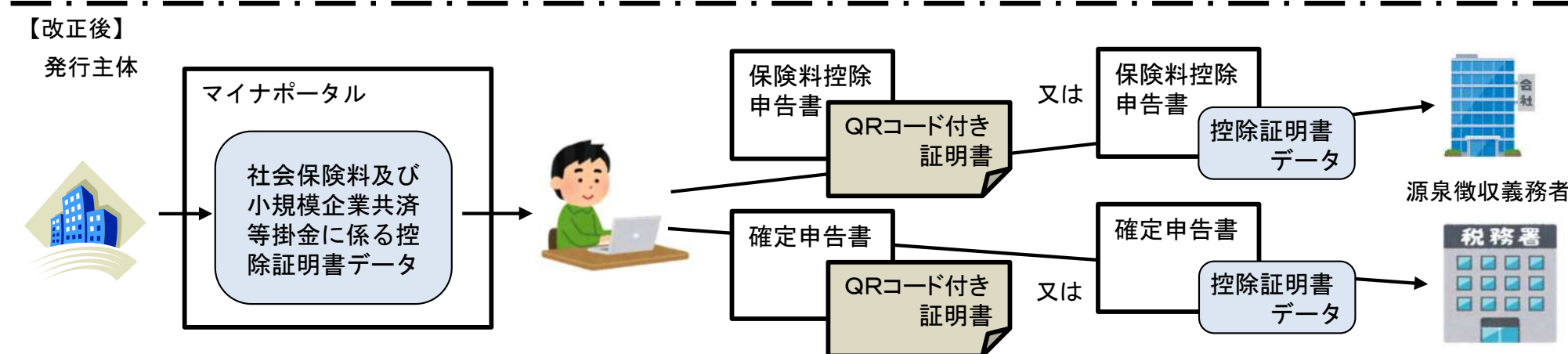
【改正後】

納税者の利便性向上や国税当局の事務の簡素化の観点から、これらの控除証明書について、書面による添付等に代えて、電子メール等により提供を受けたこれらの控除証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を印刷した書面で真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの（QRコード付き証明書）による提出及び電磁的記録による提供（データ提供）を可能とする。

【改正前】



【改正後】



（注）年末調整手続については、令和4年10月1日以後に保険料控除申告書を提出する場合について適用し、確定申告手続については、令和4年分以後の確定申告書を提出する場合について適用する。

納税地の変更・異動手続の見直し(令和4年度改正)

【改正前】

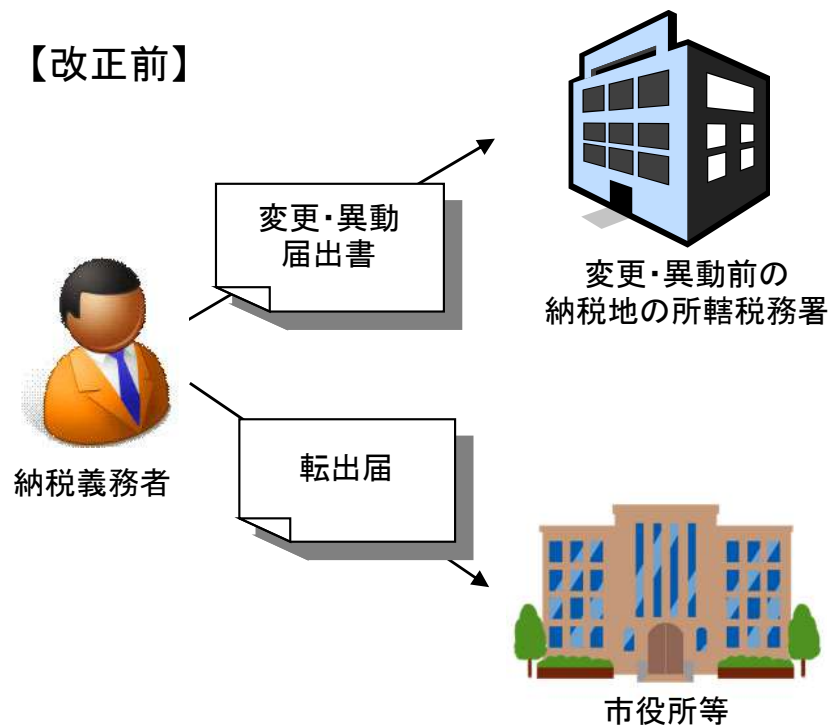
- 所得税の納税地を住所地から居所地や事業場の所在地等に変更する場合には、その変更前の納税地の所轄税務署長にその旨を記載した書類(変更届出書)を提出しなければならない。
- 所得税の納税地について異動(転居)があった場合には、その異動前の納税地の所轄税務署長にその旨を記載した書類(異動届出書)を提出しなければならない。

【改正後】

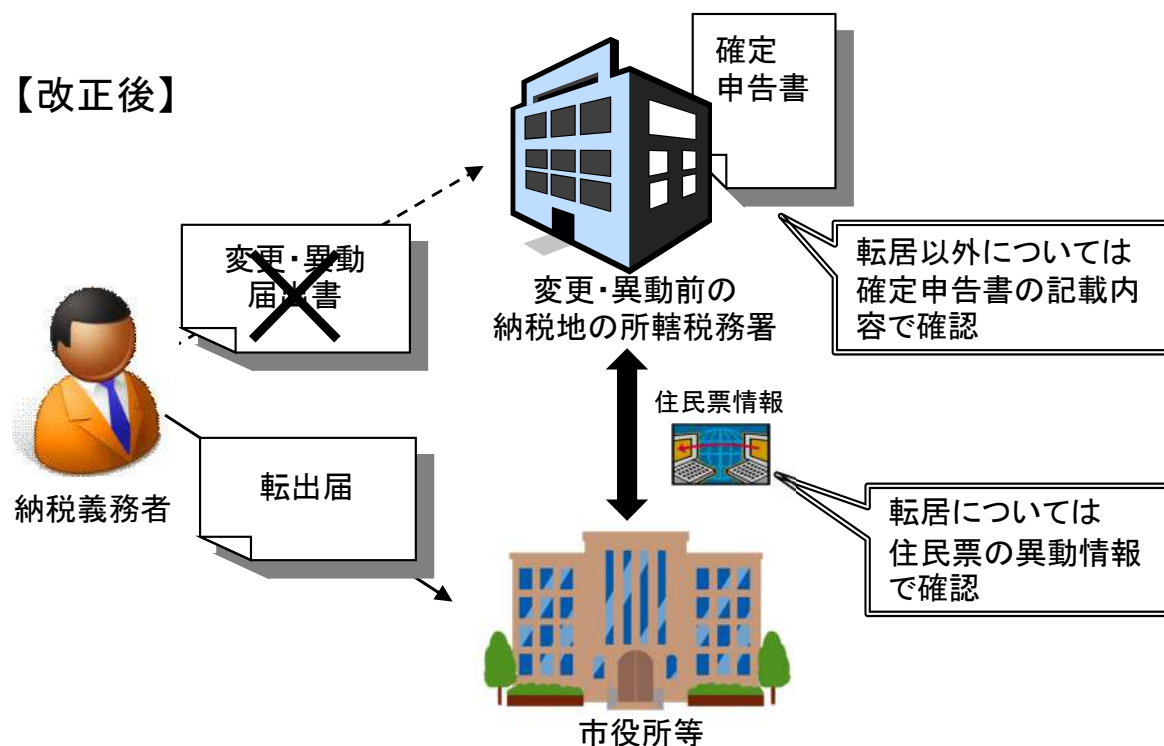
申請等の簡素化を図る観点から、納税地を変更する場合及び納税地に異動があった場合の届出書の提出を不要とする。

※ 転居については住民票の異動情報、転居以外については確定申告書の記載内容で確認可能。

【改正前】



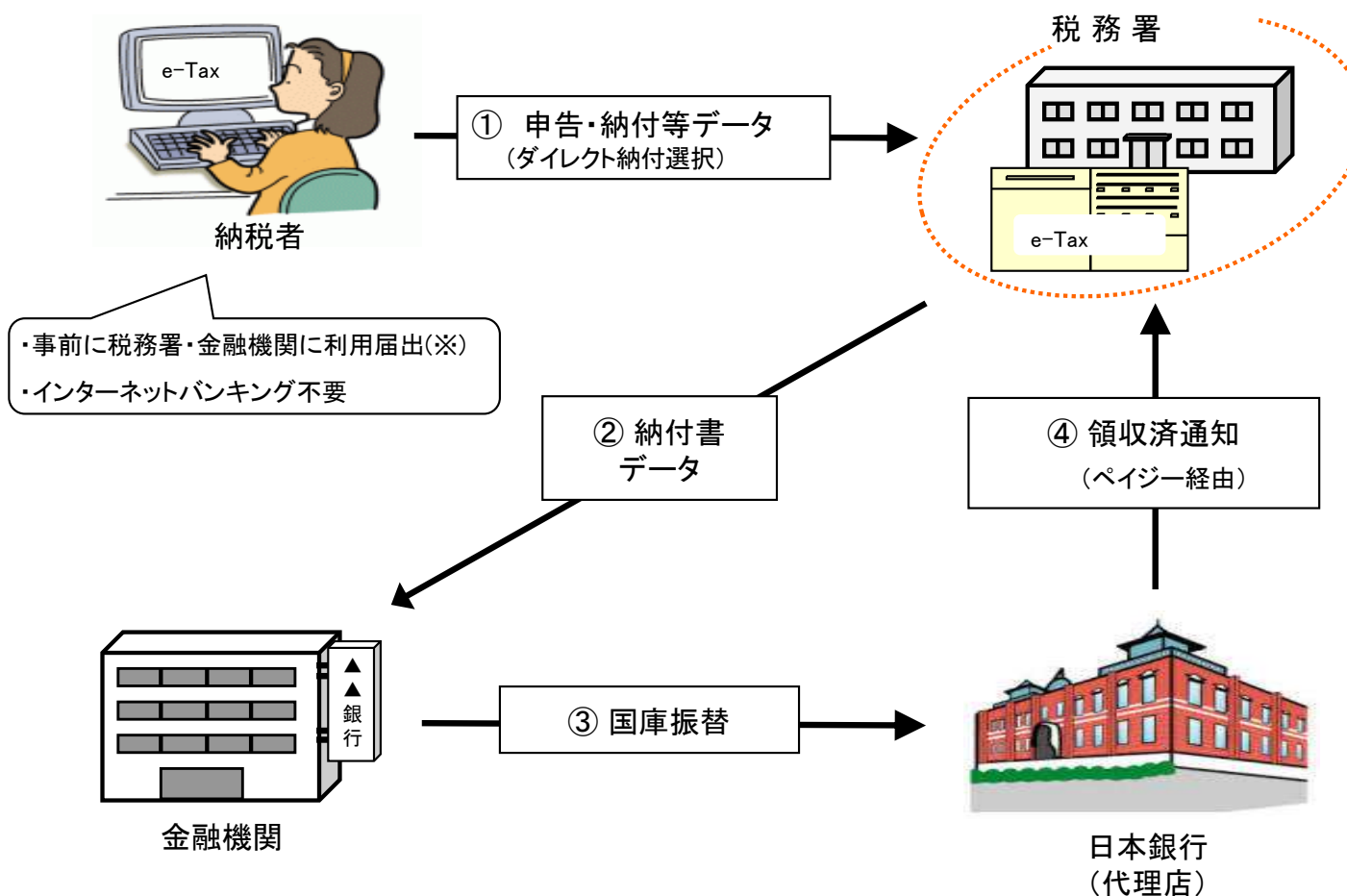
【改正後】



※ 上記の見直しは、令和5年1月1日以後の納税地の変更等について適用する。

ダイレクト納付方式の概要

○ e-Taxと金融機関のシステムを介して、納税者が指定した預貯金口座から即時又は指定した期日に納税が完了



※ 令和3年1月1日以降の届出については、e-Taxによる届出が可能

ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充（平成30年度改正）

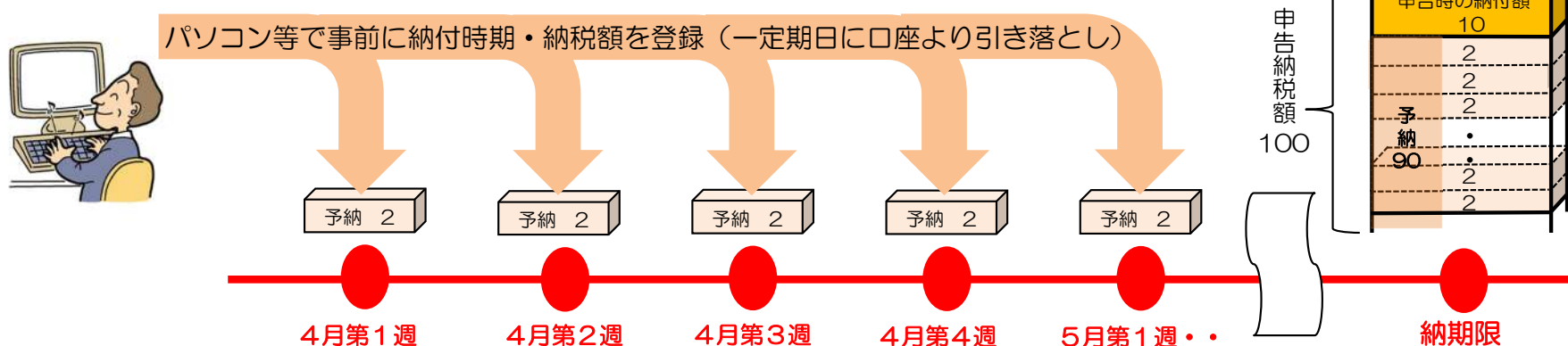
【改正前】

- 国税の予納（納期限前にあらかじめ納付を行うこと）は、「概ね今後6月以内に納付すべき国税」について行うことができる。

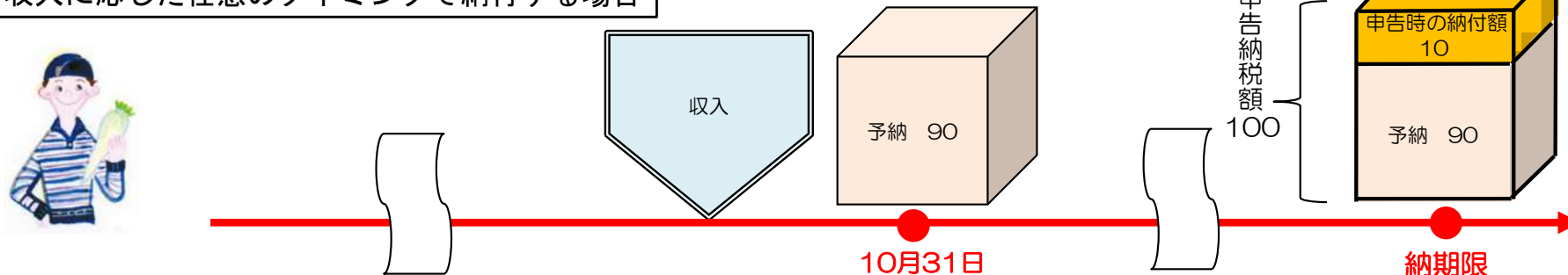
【改正後】

- 納税者の資金状況に応じて積立的に納税資金を準備することに資する観点から、国税の予納について、対象となる期間を拡充し、「概ね今後12月以内に納付すべき国税」を対象とし（通達）、併せて、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）により行うことができるようにすることで、予納制度を使いやすくする（平成31年1月4日適用）。

例1：定期的に均等額を納付する場合



例2：収入に応じた任意のタイミングで納付する場合



（注）事前に登録した予納税額が引き落としできなかった場合でも延滞税は発生しない。また、税額確定後に予納税額を還付する場合でも還付加算金は発生しない。

納税者利便の向上と行政コストの低減

【納税者】



＜日常の業務・生活＞

（法人・個人事業者）

- 取引情報・記帳・決済
- 帳簿書類等の保存

（個人）

- 給与・年金の収入、金融取引、保険料支払

申告・申請・納付

情報収集・相談

適正申告・納税の広報

還 付

お尋ね・見直し要請

調査・徴収

処分・通知

【税務当局】



＜内部事務＞

- 入力（申告書・調書）
- 還付審査・申告審理

処分通知等の電子交付の拡充(令和3年度改正)

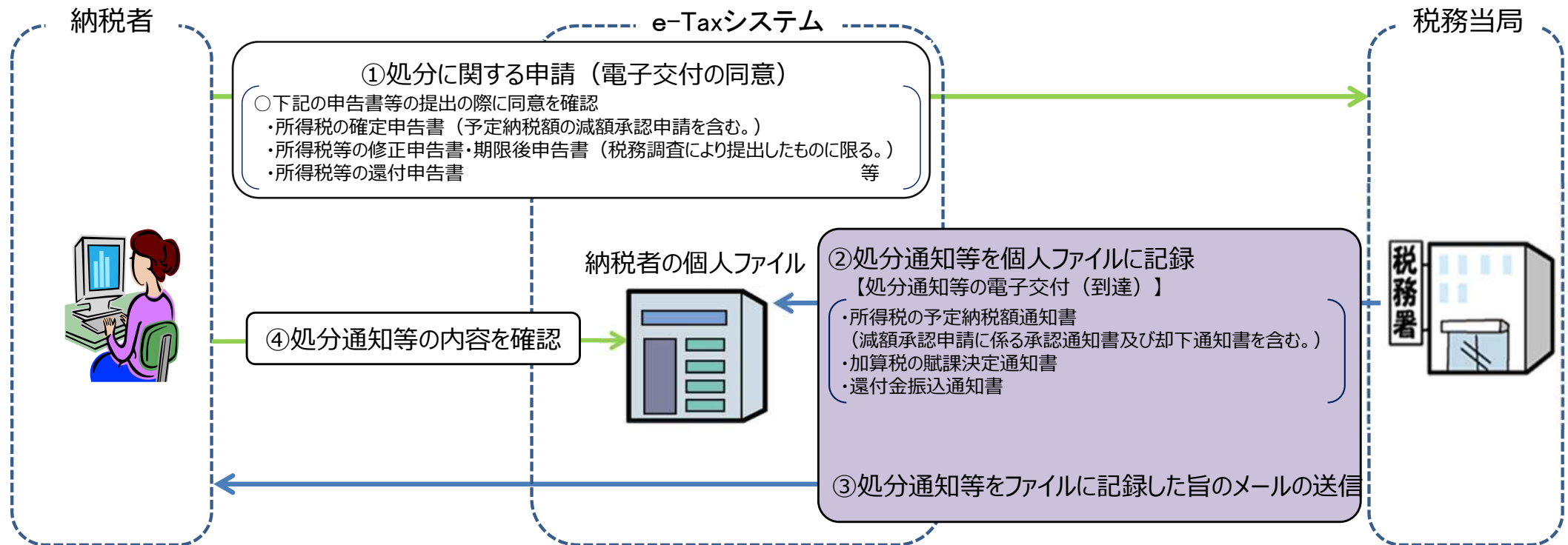
改正前

- 税務当局から納税者に対して電子交付できる処分通知等は、①消費税の適格請求書発行事業者の登録に係る通知、②更正の請求に係る減額更正等の通知、③納税証明書の交付、④住宅ローン控除証明書の交付及び⑤電子申請等証明書の交付の5種類とされている。

改正後

- 電子交付による処分通知等の範囲を拡充し、①所得税の予定納税額通知書（予定納税額の減額承認申請に係る承認通知書及び却下通知書を含む。）、②加算税の賦課決定通知書及び③国税還付金振込通知書を加えることとする（①については令和5年1月1日、②については令和4年1月1日、③については令和5年6月1日にそれぞれ施行）。

【処分通知等の電子交付（イメージ）】



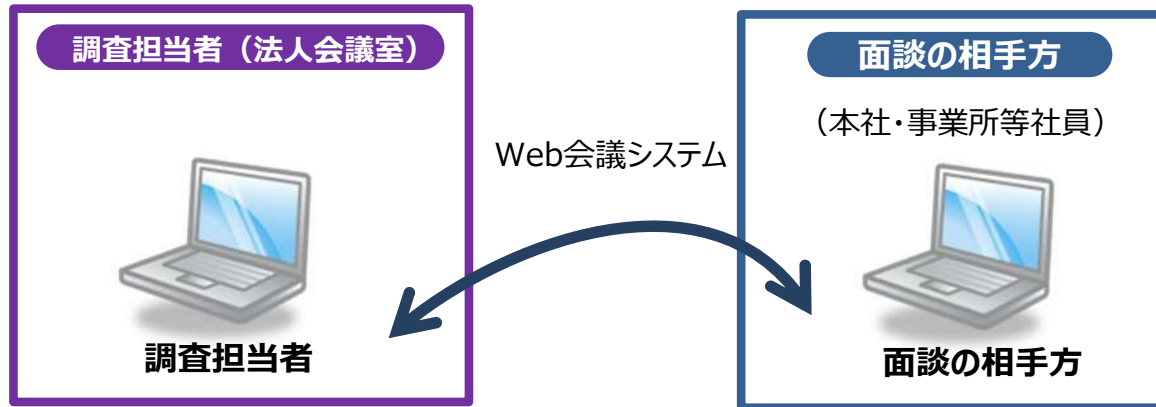
(注) 税務当局においては、納税者が一定期間処分通知等の内容を確認していない場合には、内容を確認するよう電話により連絡するなど運用上の対応を行う。

Web会議システムを活用したリモート調査等

納税者の理解を得て、税務調査の効率化を進める観点から、**大規模法人を対象にWeb会議システムなどを利用したリモート調査を実施。**

国税庁においても必要な機器・環境の整備を進め、リモート調査の拡大に取り組んでいく。

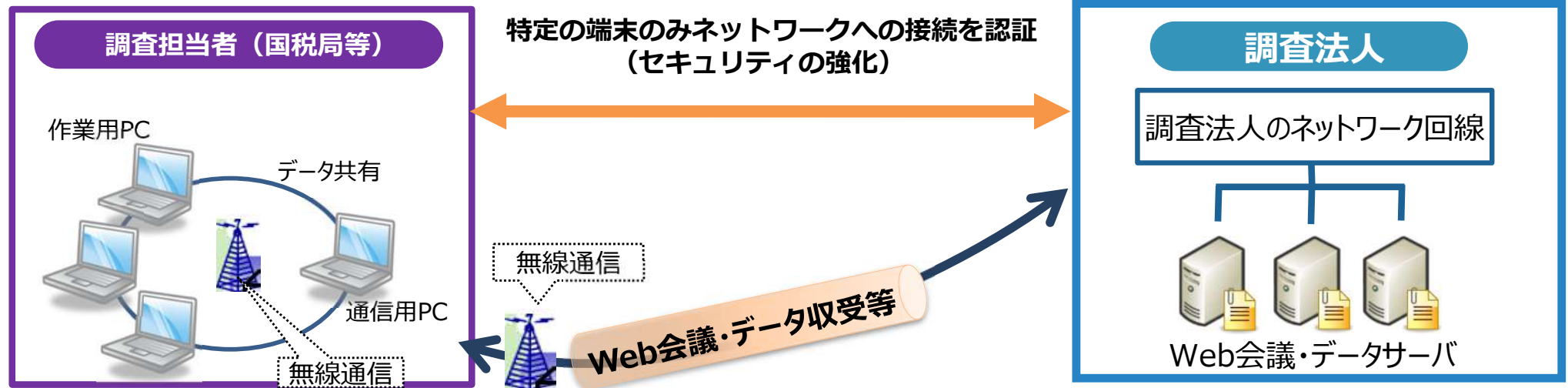
Web会議システムの活用の例



Web会議システム利用の前提

- 税務調査では機密性の高い情報のやり取りが行われることやシステムの脆弱性に起因するリスクがあることを相手方が理解していること
- 調査法人が、通常業務において機密性の高い情報のやり取りを含め当該Web会議システムを利用
- 調査法人の管理・支配する場所等において、相手方の使用に供する機器・接続環境を利用して、セキュリティポリシーの範囲内で活用する

リモート調査の例



2 申告納付手続のデジタル化

(2) 今後の課題・方向性

- ① プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール
(第三者の範囲を拡大し、より多くの電子情報を利活用)
- ② 電子データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築
(法定調書の第三者からの電子提出の重要性)
- ③ 申告情報の納付情報への活用(ダイレクト納付の利便性向上)
(手続回数そのものを削減)

シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関する プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール

Model Rules for Reporting by Platform Operators with respect to Sellers in the Sharing and Gig Economy

2019年	OECD租税委員会の第10作業部会で、プラットフォーム事業者の報告義務に関するモデルルールについての議論を開始。
2020年7月	<u>不動産賃貸及び個人サービス</u> を対象とし、各国が任意で採用できる報告制度の世界標準として、シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関するプラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール（以下「モデルルール」という。）を公表。
2021年6月	モデルルールに基づく自動的情報交換の実現に向け、国際的な情報交換のルール（注1）とともに、 <u>商品の販売</u> 、 <u>移動手段の賃貸</u> についても対象を拡大することができる「拡張モジュール」を公表（注2）。

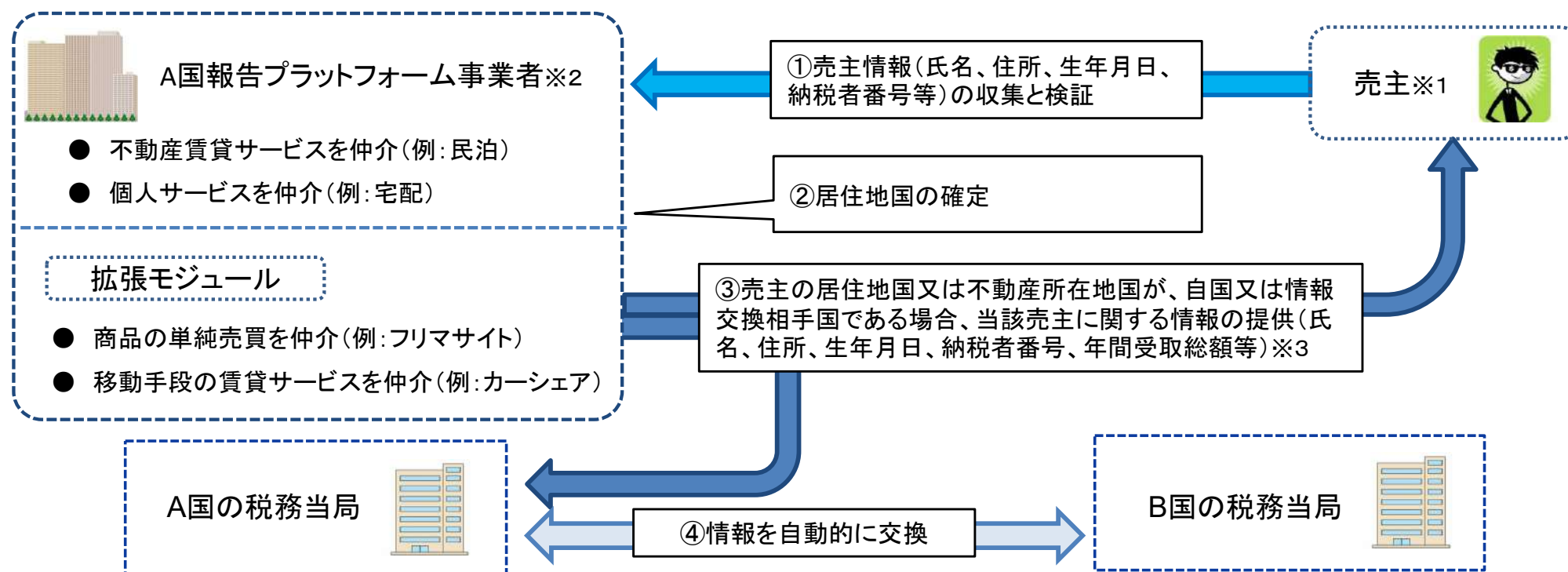
（注1）モデルルールに基づく情報交換の開始時期は未定。

（注2）EUでは、拡張モジュールと同様の範囲を対象として、プラットフォーム事業者からの報告制度を2023年から導入し、EU域内での情報交換を2024年から開始予定。当該報告制度では、EUに税務上の居住地を有するプラットフォーム事業者だけでなく、EU居住者である利用者を有するプラットフォーム事業者であって、EU域内に恒久的施設を有しないもの等も報告義務の対象となる見込み。

EU内と同等の情報が交換できる自動的情報交換の枠組みをEU参加国との間で有している国を居住地国とするプラットフォーム事業者は、報告義務が免除される予定。モデルルール（および拡張モジュール）を採用することによって免除を受けられるかについて、今後、EUが判断する。

モデルルールの概要等

- 報告プラットフォーム事業者は、①売主情報の収集と検証、②売主の居住地国の確定、③税務当局及び報告対象売主に対する当該売主に関する情報の提供を求められる。



- ※1 除外売主(例:上場事業体)については、プラットフォーム事業者による情報の収集等が不要。
- ※2 報告プラットフォーム事業者についても、小規模事業者等について一定の除外事由が定められている。
- ※3 一つのプラットフォーム上に複数の報告プラットフォーム事業者が存在する場合、報告方法について例外あり。
税務当局等に対する情報の報告期限は、報告対象年度の翌年の1月末まで。

モデルルールの背景等

- ギグ・エコノミーの発達により、雇用契約に基づく従来の労働関係から、一般的に第三者による報告の対象とならない独立ベースの個人によるサービス提供へのシフトが発生。
- シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は、取引及び関連する支払の電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性。
- 売主は、自国のプラットフォーム事業者だけでなく、他国のプラットフォーム事業者も利用しうるため、他国のプラットフォームを利用する売主の情報を、各国の税務当局がどのように入手するかという問題が存在。売主の所在地毎に異なる方式で報告を求められた場合、プラットフォーム事業者にとっても、ビジネスを発展させようとする際のコスト増加要因及び潜在的に有害な障壁となり得る。

⇒OECDにおいて、国ごとに異なる報告要件が設定されることを避け、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、プラットフォーム売主が実現した取引及び所得に係る情報を、統一的な基準により収集するためのモデル報告ルールについての議論が行われ、モデルルールが策定された。

構想1：税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）

確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。

（現状：税務署に行く場合）

- ① 申告に必要な情報を入手・整理
（例）

- ・源泉徴収票（給与・年金）
- ・生命保険料控除証明書 等

※ほとんどが紙で交付

- ② 税務署（申告相談会場）を往訪
※確定申告期は混雑

- ③ 申告データを作成するシステム
（国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」）に必要な事項を個々に入力
※還付金振込口座は毎年入力

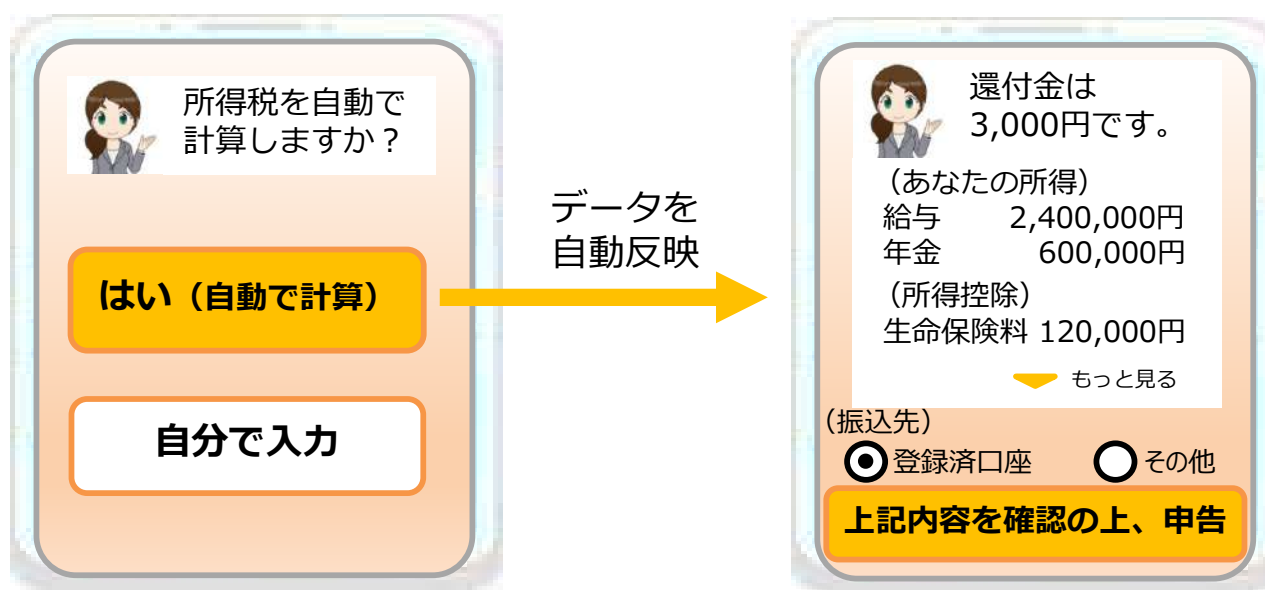
- ④ e-Taxで申告データを送信

（将来のイメージ）

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択

- ② 「自動で計算」を選択

- ③ 内容を確認の上、申告



※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
（振替納税を利用すれば納付も自動に）

（注）

- ・ 国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備を進めています。
（既に取込可能：生命保険料、特定口座取引等。令和4年～：損害保険料、ふるさと納税等）
- ・ 必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及（発行者の協力）やシステムの刷新等が必要になります。
- ・ 国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能です。

(参考) デジタル化の効果に関する認識(今般の議論の前提)

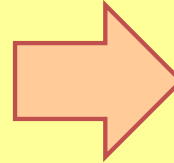
令和3年11月19日
政府税調第6回総会
財務省提出資料
(一部下線等を追加)

現状の課題

デジタル化の効果

【納税者】

- ・ 管理コスト多大
⇒ 経営状況の把握不十分
有事の際の支援措置への対応困難
- ・ 特に零細事業者や雑所得者は対応が困難
- ・ 改ざんが容易、不作為がかえって有利



- ・ 管理コスト大幅縮小
⇒ 経営状態の可視化、経営力の強化、
資金繰り支援・信頼性の向上
- ・ 零細事業者や雑所得者でも対応は容易に
- ・ 改ざんは困難、不作為の抑制効果

【取引・決済情報】

↓ [帳簿・証拠書類保存]

『紙』

- ・ 納税者／取引先の手元に存在
- ・ トレーサビリティの確保に限界

↑ [税務調査による確認]



[マイナポータル/会計ソフト等を活用した申告]

『デジタルデータ』

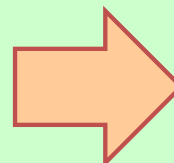
- ・ 納税者／取引先から当局への情報共有・
活用に係るコスト、タイムラグが大幅に縮減
- ・ トレーサビリティ確保が容易に



[取引データの取り込み/申告に自動反映]

【税務当局】

- ・ 是正コストが大きく、調査範囲は限定的
- ・ “新たな経済活動”や“働き方の多様化”
への対応に限界
- ・ 他国所在情報の利用に限界



- ・ 小規模事案の適正化に係る行政コストを軽減
- ・ “新たな経済活動”や“働き方の多様化”
への対応が迅速
- ・ 他国所在情報の利用も大幅に迅速化

今後のデジタル化の機能と効果の実現領域

【全体の問題意識・背景】

○ 経済社会のデジタル化の効果

- ・ 納税者においては、日々の取引・記帳・決済等の利便性が向上することで、管理コストが大幅に縮小し、零細事業者や雑所得者でも対応は容易になるのに加え、トレーサビリティが確保された会計ソフト等を利用することで、改ざんの防止・不作為の抑制効果や、客観性が高いデータに基づく申告に繋がることなどの効果が期待される。
- ・ 税務当局においては、小規模事案の適正化に係る行政コストの軽減や、新たな経済活動や働き方の多様化といった社会経済の変化への対応を迅速に行うことなどの効果が見込まれる。

○ 第三者を通じた電子情報の活用

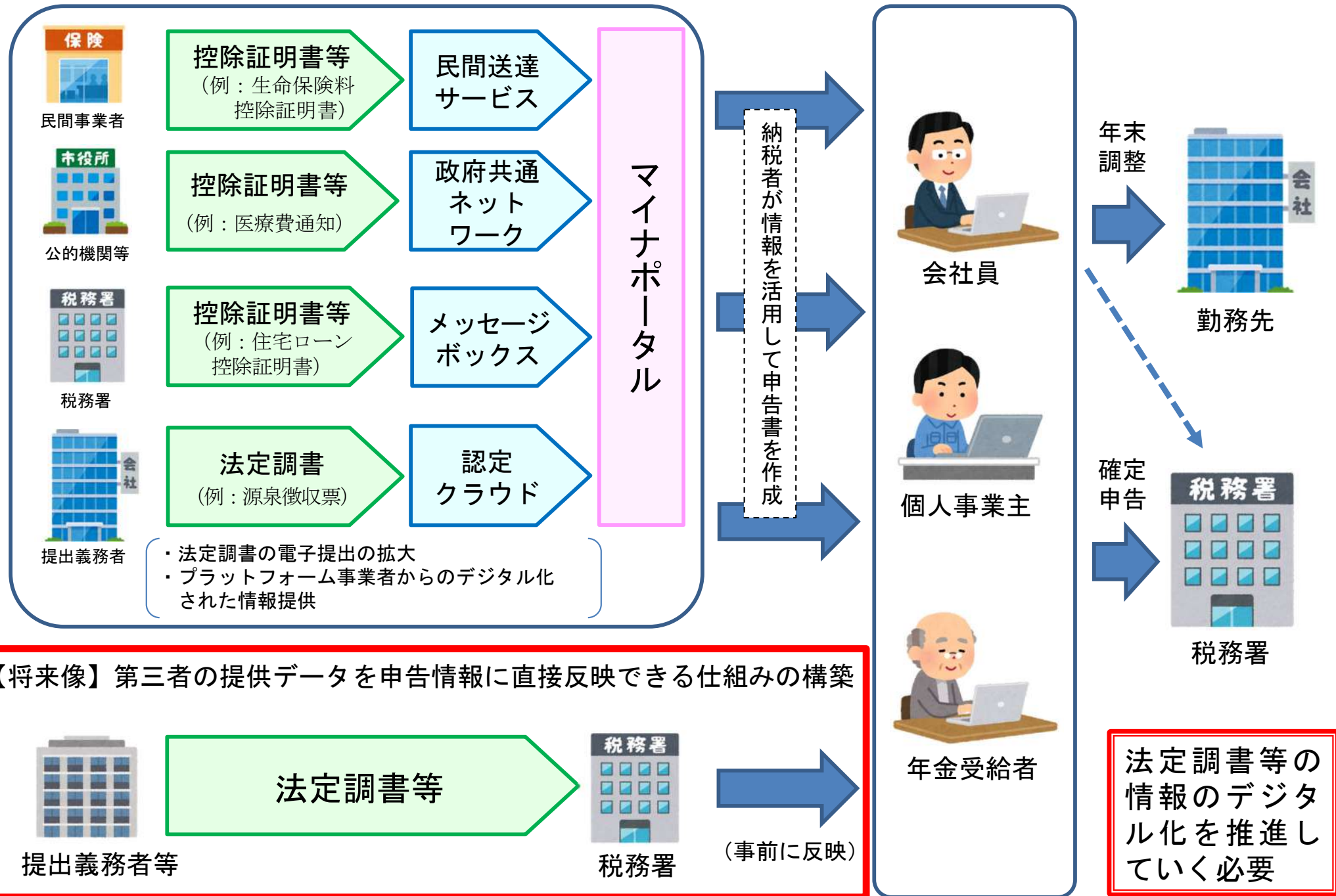
納税者・第三者からの税務当局等へ提供される情報の活用に係るコスト、タイムラグが大幅に縮減されているのが大きな変化である。



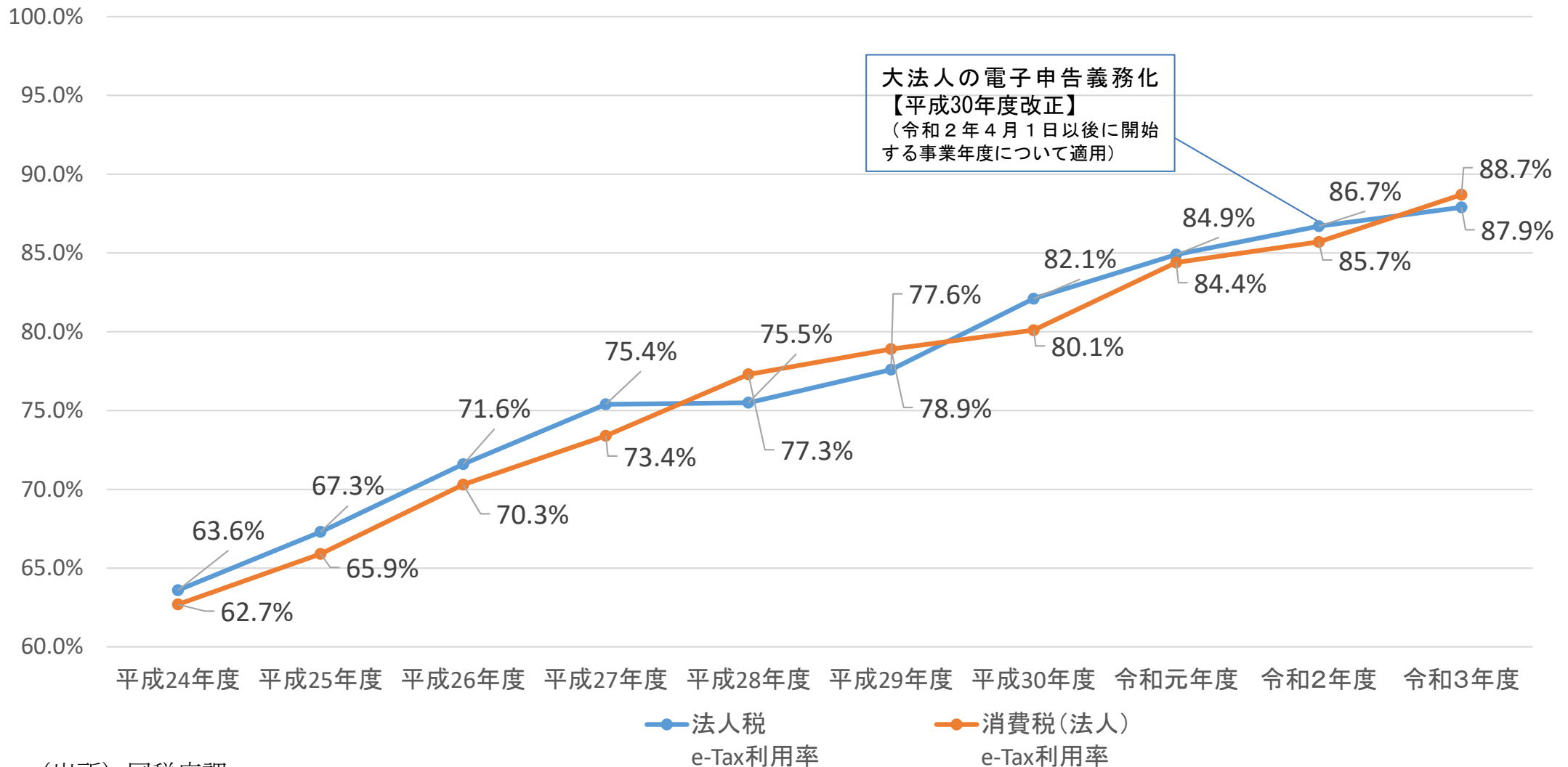
⇒ 第三者から提出された報告（法定調書等）の電子データを、納税者等の申告・納付情報に活用することが可能となっており、納税者の利便性・申告内容の適正性を同時に向上させることに繋がっている。

⇒ こうしたデジタル化を通じて得られる情報を活用することによる、利便性・申告内容の適正性の向上に資する活用システムは、今後、税務行政の中核インフラとして充実させていく必要がある。

第三者から提供された電子情報の活用



e-Tax利用率の推移（法人税及び消費税（法人））

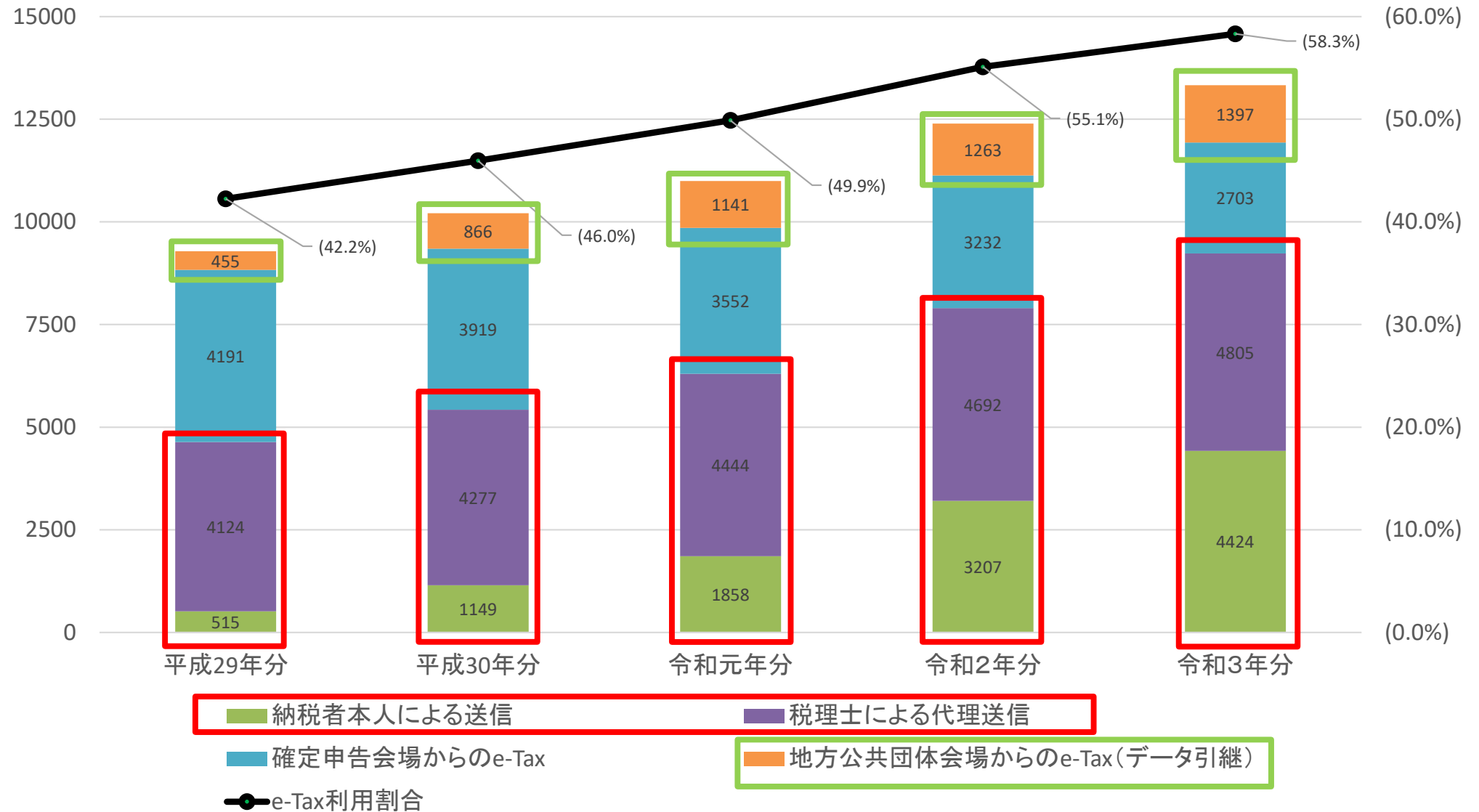


（出所）国税庁調

（注）利用率については、令和2年分の実績値から「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定したことを踏まえ、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、平成29年度から令和3年度の数値は見直し後の数値となっている（法人税は平成28年度から）。

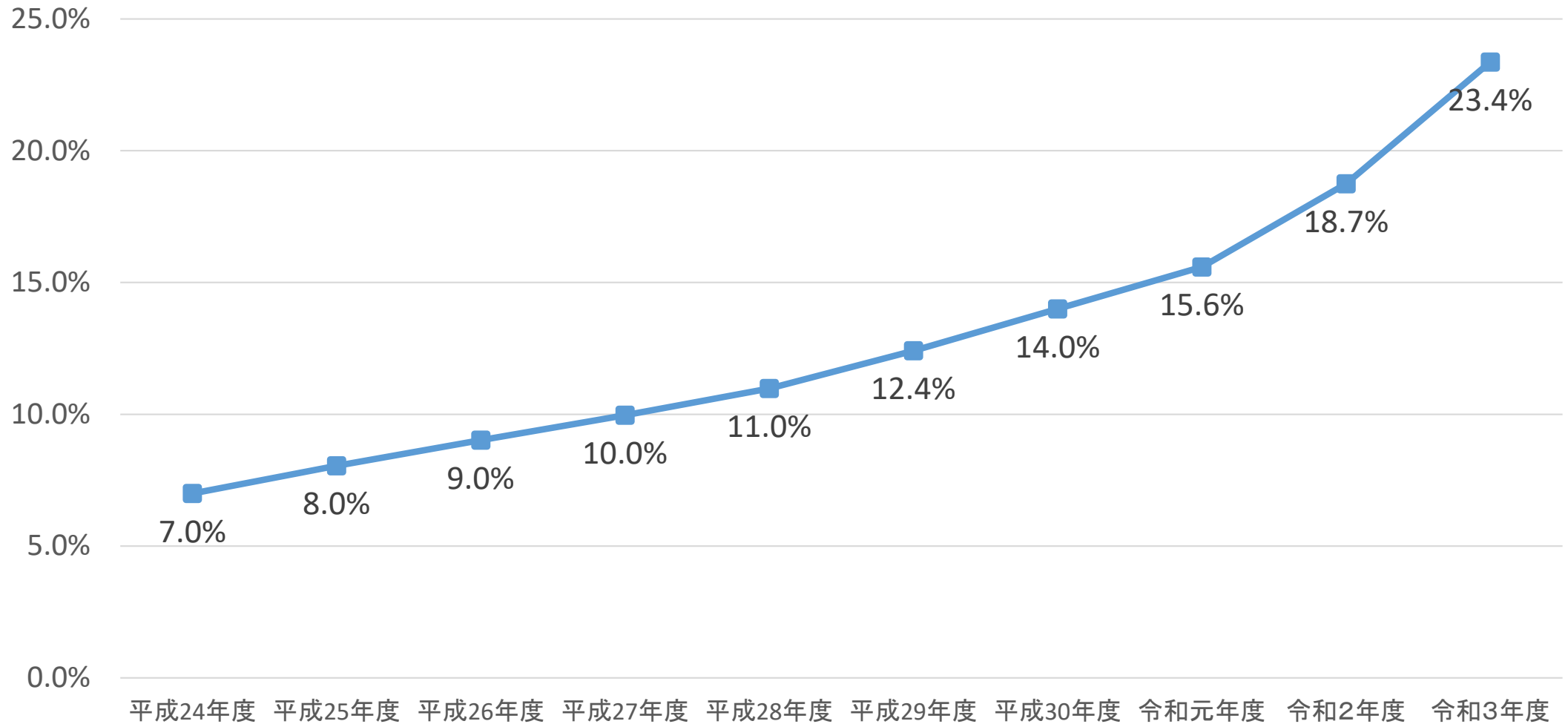
所得税等の確定申告書のe-Taxによる提出人員

(単位：千人)



(出所) 国税庁調

徴収高計算書電子提出割合（給与に係る源泉所得税）



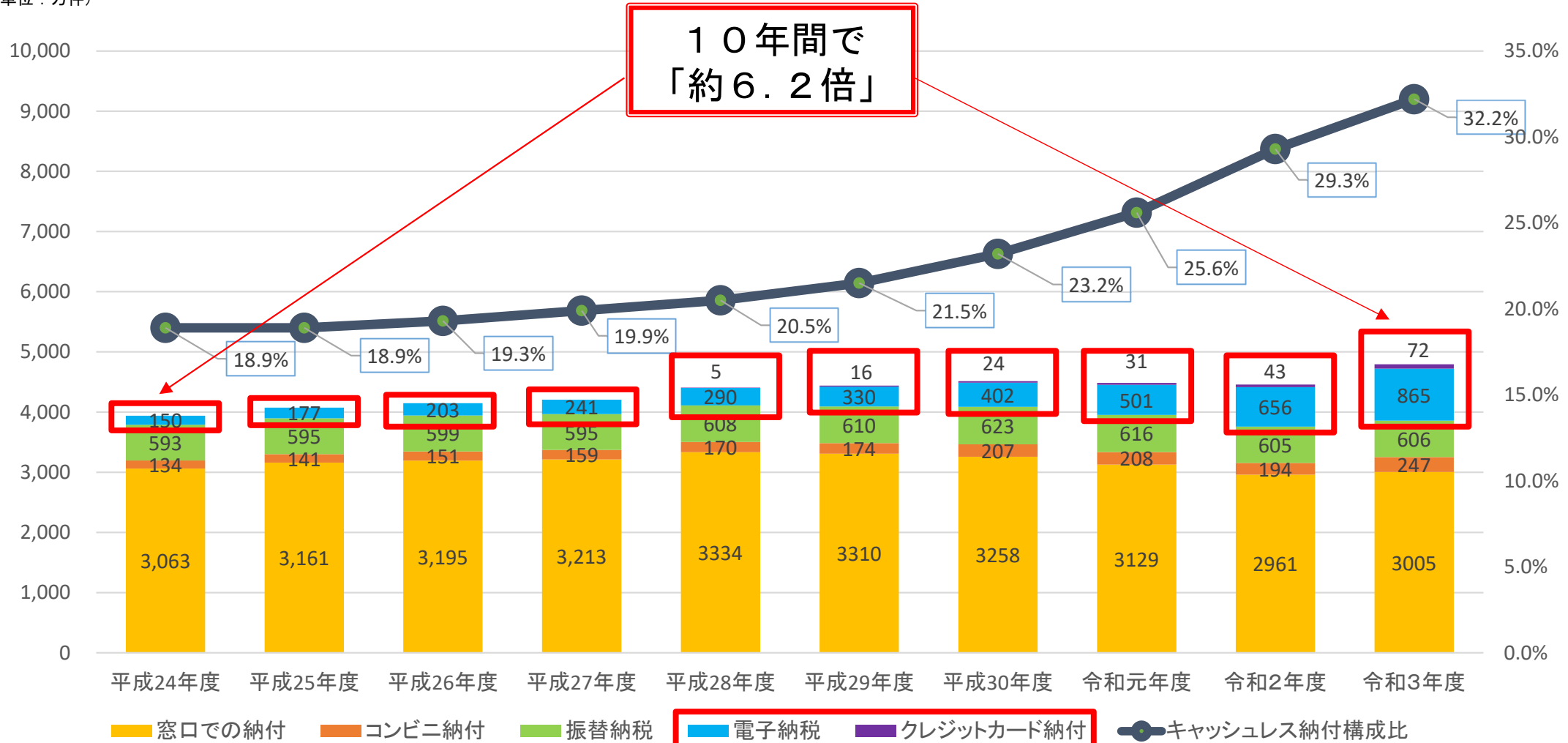
（出所）国税庁調

（注1）割合算出の分母は、給与所得の源泉徴収義務者数であり、7月及び1月は、毎月納付の義務者数＋納期の特例の適用を受けている義務者数、それ以外の月は毎月納付の義務者数を使用。

（注2）分母となる義務者数は、毎年6月末時点の義務者数を7月から翌年6月まで使用。

納付手段別納付件数の推移

(単位：万件)

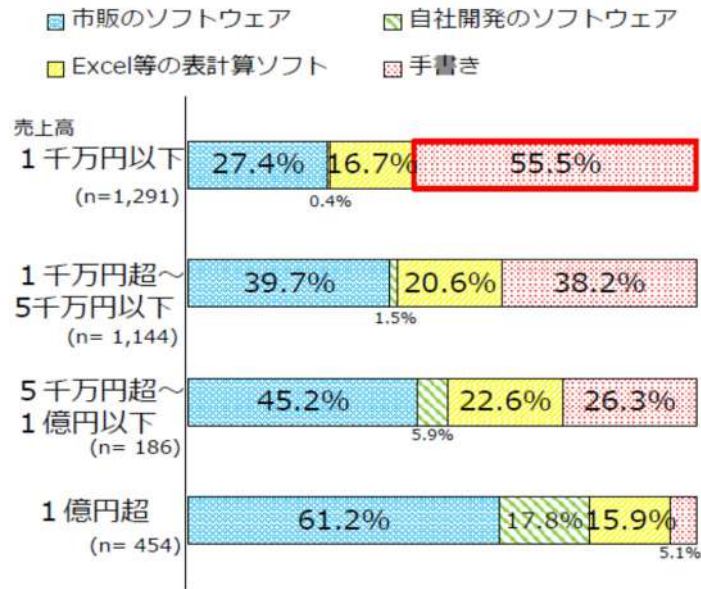


(出所) 国税庁調

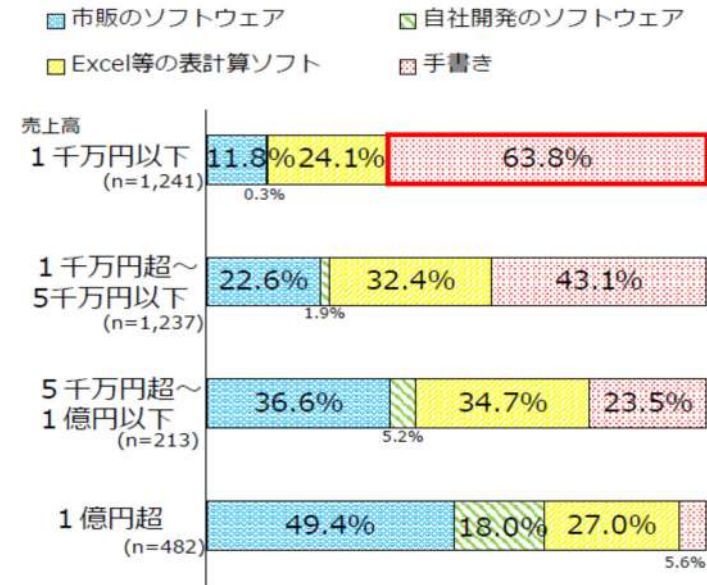
(参考) バックオフィス業務のデジタル化状況等

(出典) 「消費税インボイス制度」と「バックオフィス業務のデジタル化」等に関する実態調査結果(2022年9月8日 日本・東京商工会議所)

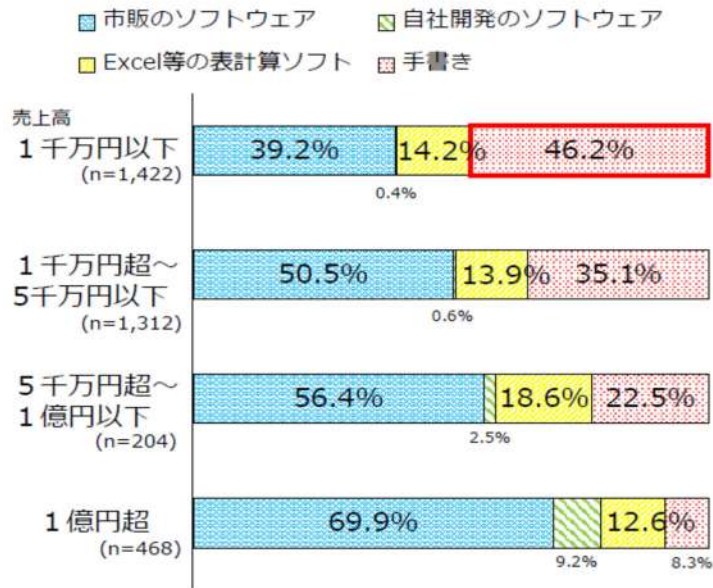
【売上・仕入の集計業務のデジタル化状況】



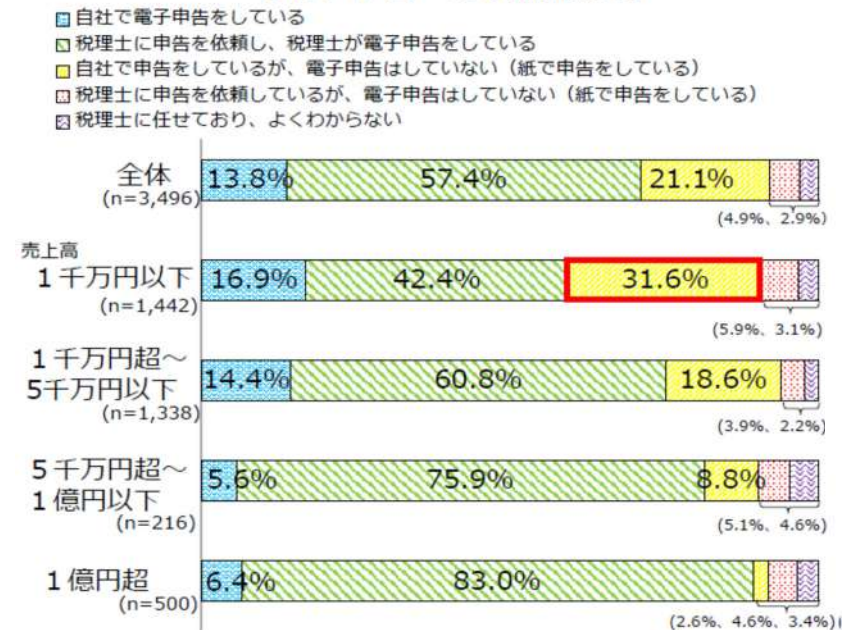
【請求書等の作成業務のデジタル化状況】



【帳簿の作成業務のデジタル化状況】



【電子申告への対応状況】



法定調書の提出方法別の提出状況

○ 提出件数及び提出枚数（令和3年1月～12月提出分）

$$\textcircled{1}/\textcircled{2} = \underline{70.9\%}$$

〔個人及び法人〕

① 4,473,950件

② 6,308,101枚

（単位：件、枚）

提出枚数 区分	電子提出 (e-Tax、光ディスク等)		書面		合計	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数
1 ～ 9	(72.3%) 4,333,610	(68.1%) 7,323,885	(27.7%) 1,660,379	(31.9%) 3,424,877	(100.0%) 5,993,989	(100.0%) 10,748,762
10 ～ 29	(45.8%) 103,681	(42.1%) 1,322,897	(54.2%) 122,515	(57.9%) 1,820,985	(100.0%) 226,196	(100.0%) 3,143,882
30 ～ 49	(39.4%) 18,570	(33.6%) 486,598	(60.6%) 28,507	(66.4%) 959,876	(100.0%) 47,077	(100.0%) 1,446,474
50 ～ 99	(44.3%) 18,089	(39.0%) 824,644	(55.7%) 22,750	(61.0%) 1,288,277	(100.0%) 40,839	(100.0%) 2,112,921
100 ～	(88.2%) 79,656	(99.2%) 377,556,116	(11.8%) 10,703	(0.8%) 2,886,889	(100.0%) 90,359	(100.0%) 380,443,005
合計	(71.2%) 4,553,606	(97.4%) 387,514,140	(28.8%) 1,844,854	(2.6%) 10,380,904	(100.0%) 6,398,460	(100.0%) 397,895,044

（出所）国税庁調

- （注） 1 上記の数値には、令和3年中に提出したもののうち、提出期限が令和3年前のものを除いている。
 2 上記の各件数は、法定調書の種類ごとに算出しているため、複数種類の法定調書を提出した事業者は、それぞれ件数に含まれて記載されている。
 3 合計欄は、e-Tax、光ディスク等、書面の合計であり、提出方法の確認できなかった39,977件・1,864,693枚を除いている。

書面により提出された主な法定調書の作成手段について

○ 書面により提出された法定調書のシステム印字による作成割合（サンプル調査）

（単位：枚）

調 書 名	確認枚数				
		システム印字	割合	手書き作成	割合
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	50,000	48,633	<u>97.27%</u>	1,367	2.73%
給与所得の源泉徴収票	50,000	47,401	<u>94.80%</u>	2,599	5.20%
不動産の使用料等の支払調書	50,000	46,609	<u>93.22%</u>	3,391	6.78%
生命保険契約等の一時金の支払調書	2,800	2,766	<u>98.79%</u>	34	1.21%

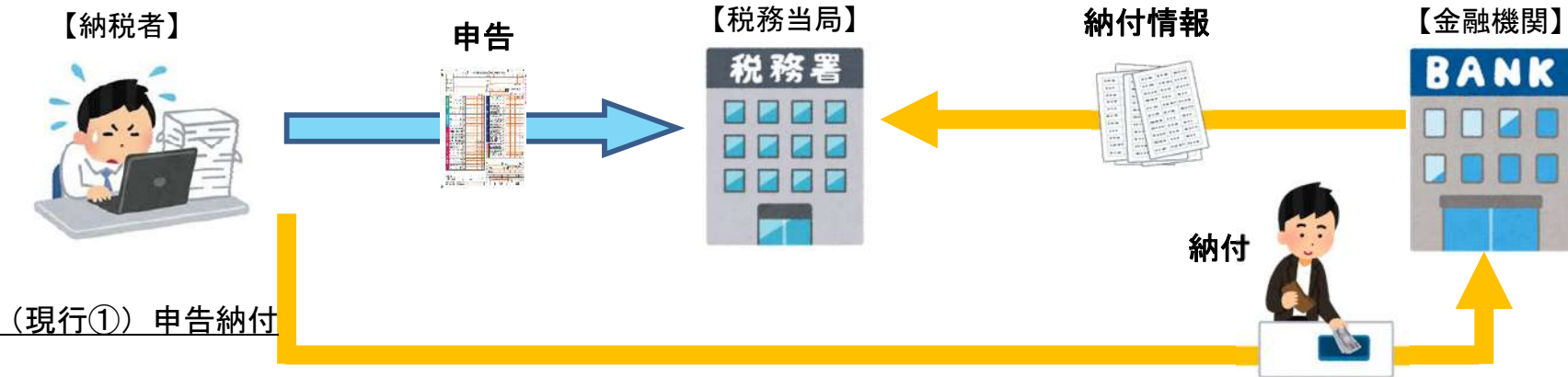
（出所）国税庁調

（注）平成29年1月以後に提出された法定調書をサンプルにより確認したもの

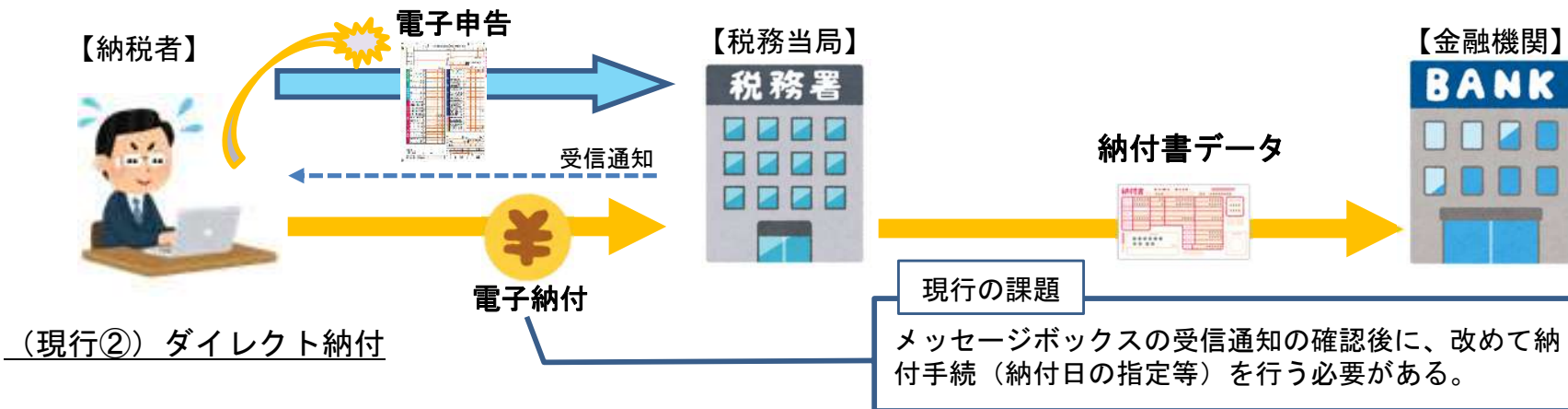
○ 書面により提出された法定調書のうち、割合が低いものでも93%以上がシステムにより作成されている。

申告情報の納付情報への活用

現行制度①



現行制度②



利便性向上イメージ

